令和８年度

日本教育大学協会
全国国立大学附属学校連盟
全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会

関東地区会研究集会並びに総会（関附連）
要項

期　日　　令和８年１１月６日（金）

会　場　　埼玉大学教育学部附属学校園
事務局
埼玉大学教育学部附属小学校

主　催　　日本教育大学協会関東地区会
全国国立大学附属学校連盟関東地区会
関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会
埼玉大学教育学部附属学校園
埼玉大学教育学部附属学校園ＰＴＡ

後　援　　埼玉県教育委員会
さいたま市教育委員会

もくじ

ごあいさつ

令和８年度全国国立大学附属学校連盟関東地区会長　葉石　光一 …… 3

Ⅰ　開催要項

日程等 …… 5

分科会について …… 6

Ⅱ　総会並びに全体会

総会並びに全体会　次第 …… 8

全附連組織図 …… 9

Ⅲ　分科会

第１分科会～第２０分科会の提案 …… 12

Ⅳ　資料

１　全国国立大学附属学校連盟関東地区会規約…… 53

２　全国国立大学附属学校連盟関東地区副校園長会内規…… 55

３　研究大会申し合わせ事項

４　関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会規約 …… 56

５　関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会内規 …… 58

６　関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会表彰規定 …… 60

７　全国国立大学附属学校連盟規約 …… 61

８　全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会会則 …… 64

９　関附連及び連盟・Ｐ連合会 役員・主管校順次表…… 70

ごあいさつ

埼玉大学教育学部附属小学校長
葉石　光一

この度は，関附連埼玉大学にご参加いただき，誠にありがとうございます。埼玉大学教育学部附属四校園職員，並びに PTA を代表し，心より御礼申し上げます。本大会の開催にあたりましては，文部科学省，全国国立大学附属学校園連盟，全国国立大学 PTA 連合会より来賓のご臨席を賜り，また，埼玉県教育委員会，並びにさいたま市教育委員会のお力添えをいただいております。深く感謝申し上げます。

国立大学の附属学校園には，長年，教員養成とともに，学校教育に関する先進的な実践研究の発信が求められてきました。その実績は着実に積み重ねられてきましたが，社会情勢の変化に伴い，これらの役割へのより積極的な関与と具体的な成果が期待されるようになっています。次期学習指導要領の検討の方向性として，「主体的・対話的で深い学び」の実装，多様性の包摂，実現可能性の確保が示されていますが，これらは国立大学附属学校園にその成果が期待されている教育課題といえます。特に「多様性の包摂」は，児童生徒の学びの主体性と関わって重要な課題です。児童生徒が様々な背景をもっていることは，教育実践上の課題であると同時に，児童生徒に豊かな学びをもたらす土壌でもあります。世の中は人も文化も多様であり，そういったもの同士の結びつきが新たな考え方や技術を生み出し，社会に革新をもたらしてきました。多様な個性が集まる学校という場を，よく理解し，肯定的に受け入れることが児童生徒の学びを深めます。また児童生徒が，お互いを多様な個性をもつかけがえのない存在であると受け入れられるようになることは，学びの場としての学校の信頼をより一層，高めることにも繋がります。学校が安心できる場であることが，児童生徒の心の健康にとって，また積極的，主体的な学びにとって不可欠な要素であることは言うまでもありません。

本日，お集まりいただいている関東各地域の附属学校園もまた，それぞれに違った特長をもつ集団です。それぞれの交流と真摯な意見交換の機会は，直面する教育課題の解決に向けたヒントが数多く見出される場となるはずです。参加された関附連加盟の附属学校園の教職員の皆様，PTA の皆様，本大会の場を，お互いの教育研究や実践上の取り組みについて，活発に情報交換，意見交換を行い，新たな結びつきを作り出す機会としてご活用ください。本大会が，関東地区の国立大学附属学校園のそれぞれの良さを再確認する場となるとともに，連帯して今後の国立大学附属学校園の在り方を見出す良い探究の機会となることを期待しております。

本日は，どうぞよろしくお願い申し上げます。

Ⅰ　開催要項

令和８年度　関附連　埼玉大会　開催要項

１　趣　旨　関東地区国立大学附属学校教員並びにＰＴＡ会員が、現下の教育上の諸問題について研究協議し、附属学校園の教育及び研究の向上と運営の充実並びにＰＴＡ活動の進展に資する。

２　期　日　令和８年１１月６日（金）

３　会　場　埼玉大学教育学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校

※各会場には御来賓以外の駐車場の用意はございません。
公共交通機関でのご来場をお願いいたします。

４　主　催　日本教育大学協会関東地区会
全国国立大学附属学校連盟関東地区会
関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会
埼玉大学教育学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校
埼玉大学教育学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校各ＰＴＡ

５　後　援　埼玉県教育委員会　さいたま市教育委員会　（予定）

６　日　程　１１月６日（金）　埼玉大学教育学部附属学校園（各会場）

<table>
<tr><td></td><td>校園長・副校園長</td><td>Ｐ　Ｔ　Ａ</td><td>教　　員</td></tr>
<tr><td>９：３５</td><td colspan="3">受　　付　（ 提案者・司会者打合せ）</td></tr>
<tr><td>１０：１０</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>１０：２０</td><td colspan="3">公開授業見学</td></tr>
<tr><td>１１：１０</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>１１：２５</td><td>校種別学校運営部会
および情報交換（前半）</td><td rowspan="2">実践活動協議
及び
情報交換会</td><td>授業研究会</td></tr>
<tr><td>１２：２５</td><td rowspan="2">昼食・休憩</td><td rowspan="2">昼食・休憩</td></tr>
<tr><td>１２：４０</td><td rowspan="2">昼食・休憩
PTA 会長会</td></tr>
<tr><td>１３：１０</td><td rowspan="2">校種別学校運営部会
および情報交換（後半）</td><td rowspan="3">校種別教科分科会</td></tr>
<tr><td>１３：３０</td><td rowspan="2">PTA 研修会
（講演会）
（オンラインで各校園をつなぐ）</td></tr>
<tr><td>１４：３０</td><td>正副校園長会
（オンラインで各校園をつなぐ）</td></tr>
<tr><td>１５：０５</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>１５：２０</td><td colspan="3">総会・全体会
（オンラインで各校園をつなぐ）※本部･･･埼玉大学教育学部附属小学校</td></tr>
<tr><td>１６：５０</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

７　分科会

幼稚園：学校運営、幼稚園、ＰＴＡ
小学校：学校運営、社会、理科、家庭、特別活動、総合的な学習の時間、ＰＴＡ
中学校・高等学校：学校運営、社会、理科、技術・家庭、特別活動、総合的な学習の時間、ＰＴＡ
特別支援学校：学校運営、特別支援教育、ＰＴＡ
合　同：養護教諭（11 月７日開催　関附連埼玉大会とは別日）

分科会の提案者･研究主題･司会者一覧

No.	分科会	提案者				研究主題	司会者		
		校種	提案校園	職名	氏名		校園名	職名	氏名
1	学校運営	小	宇都宮大附属小	副校長	佐藤　綾子	学びを止めない学校づくり －校内教育支援室の充実と危機対応の実践－	群馬大附属小	校長	足達　哲也
			山梨大附属小	副校長	山本　摂	大学・附属学校園の連携による学校運営、教育活動	学芸大小金井小	副校長	濵田　信哉
2		中高	群馬大附属中	校長	栗本　郁夫	附属学校部主体の連携教育の推進	千葉大附属中	校長	加藤　徹也
			学芸大竹早中	副校長	浦山　浩史	「未来の学校」に向けた取り組み	お茶大附属高	副校長	植田　敦子
3		特	群馬大附属特	校長	城田　謙司	附属学校部主体の連携教育の推進	筑波大附属特	副校長	佐藤　知洋
			横国大附属特	副校長	村山　知美	社会を創る特別支援学校の挑戦 ～共生社会の実現を目指して～	山梨大附属特	校長	田中　武夫
4		幼	群馬大附属幼	園長	中村　崇	シン・幼児教育　マクロの目とミクロの目	埼玉大附属幼	副園長	小谷　宜路
			学芸大附属幼	副園長	山崎　奈美	○大学資源を活かしたインクルーシブ教育	山梨大附属幼	副園長	古屋　あゆみ
5	社会	小	千葉大附属小	教諭	岩野　敬	社会を構想する力を育てる社会科学習	筑波大附属小	教諭	鈴木　遼輔
			学芸大大泉小	教諭	岩岡　敬祐	中心概念を意識させた社会科学習の取り組み	横国大鎌倉小	教諭	岩本　賢一
6		中高	群馬大附属中	主幹教諭	千明　隼	「平和で民主的な考えから、実現したい未来を切り拓く生徒」の育成	東大中等教育	教諭	南澤　武蔵
			学芸大世田谷中	教諭	金城　和秀	社会科における学びの意義を高める授業実践	横国大鎌倉中	教諭	中原　幸司
7	理科	小	茨城大附属小	教諭	栃堀　亮	「科学とは何か」に迫る理科授業	群馬大附属小	教諭	吉田　和気
			横国大鎌倉小	教諭	小黒　貴洋	自らの表現から科学的な思考・表現を深める子どもの育成	学芸大世田谷小	教諭	堀井　孝彦
8		中高	茨城大附属中	教諭	横田　聡	理科授業で考える「自ら学びを共創する生徒の育成」	筑波大坂戸高	教諭	中臺　昇一
			学芸大小金井中	教諭	宮口真木子 西　桃子	「地質・地形と文化を繋げる探究学習 ～中学2年生『秩父・長瀞』修学旅行～」	学芸大附属高	教諭	齋藤　洋輔
9	技術・家庭	小	宇都宮大附属小	教諭	渡邉菜都美	持続可能な社会の担い手としての「思い」を深める授業の探求	群馬大附属小	教諭	小鮒　祐花
			お茶大附属小	教諭	築地　晶子	持続可能な社会と衣生活の関連	学芸大大泉小	教諭	乾　莉可
10		中高	筑波大駒場中・高	主幹教諭	渡邉　隆昌	「水田稲作学習」を通した思考力を育成する授業デザイン	筑波大附属中	副校長	多田　義男
			宇都宮大附属中	教務主任	糀谷　隆雄	持続可能な社会の担い手としての「思い」を深める授業の探求	お茶大附属高	教諭	葭内ありさ
11	特別活動	小	学芸大竹早小	教諭	平山　秀人	企業と連携して創る「たけのこタイム」	千葉大附属小	教諭	西濱　美加
			山梨大附属小	教諭	黒瀬　貴広	児童の自治的・自発的な活動を促す人権教育の取組	埼玉大附属小	教諭	小川祐太郎
12		中高	学芸大竹早中	教諭	荻野　聡	主体性をベースにした特別活動・教育実践	筑波大附属高	主幹教諭	鮫島　康太
			山梨大附属中	教諭	野出　拓海	自律的な生活態度を育む学級活動の展開 ～生成AIのルールづくりを題材として～	千葉大附属中	教諭	見目　慎也
13	総合	小	学芸大小金井小	教諭	蒲生　友作	荘生活の体験を系統的に深めていく青空活動	茨城大附属小	教諭	堀江　奈央
			横国大横浜小	教諭	野口　由佳	材と向き合い続ける個 ～生活総合科における子どもの姿から～	学芸大竹早小	主幹教諭	山田　剛史
14		中高	学芸大国際中等	主幹教諭	菅原　幹雄	独自領域「国際教養」とSSH文理融合による研究開発	埼玉大附属中	教諭	山田　大生
			横国大横浜中	教諭	松浦　和輝	興味関心を基にした探究を支援するカリキュラムの設計	お茶大附属中	教諭	木村 真冬
15	特別支援教育	特	茨城大附属特	教諭	小林　瑠美	系統的なキャリア教育の実践－なりたい自分になる－	千葉大附属特	教諭	上面　拓
			横国大附属特	主幹教諭	野口 拓	社会を創る特別支援学校のあり方を考える -身につけたい力の育成と共生社会の実現を目指して-	山梨大附属特	教諭	波多野　浩史
16	幼稚園	幼	千葉大附属幼	教諭	小原　啓樹	４歳児保育室の再構成プロセス-１年間の実践を振り返って-	宇都宮大附属幼	教諭	宇賀神由美
			お茶大附属幼	教諭	田村　郁	もの・ひと・こととのつながりを考える～4歳児の保育から～	学芸大附属幼	主幹教諭	八木　亜弥子
17	ＰＴＡ	小	茨城大附属小	PTA会長	加藤　正樹	PTAの役目とは	埼玉大附属小	Ｐ役員	土嶺　雄一
			学芸大小金井小	PTA会長	森　悦子	児童・学校・人をつなぐ、遊具補修プロジェクト			
18		中高	学芸大竹早中	PTA会長 PTA副会長	柴田　拓司 藤原　光寿	学校とＰＴＡ活動	埼玉大附属中	Ｐ役員	古谷　彩
			横国大横浜中	PTA副会長 校内教頭	塩入美奈子 八神　純一	学んで、話して、つながる「保護者向け教室」			
19		特	茨城大附属特	PTA会長	大森　貴之	ストレス発散と将来余暇のヒント～親子ダンス教室～	埼玉大附属特	PTA副会長	小野 立
			宇都宮大附属特	PTA会長	飯野　浩史	参加しやすいＰＴＡを目指して ～ＰＴＡのＤＸ化～			
20		幼	宇都宮大附属幼	PTA会員	納冨　優一	幼稚園をみんなで創る！「パパママ大工」	埼玉大附属幼	PTA会長	髙﨑　誠之
			学芸大附属幼	PTA会長	三上　理恵	本園のPTA活動			

Ⅱ　総会並びに全体会

令和８年度　関附連埼玉大会

総会並びに全体会

日時	令和８年１１月６日（金） １５：２０～１６：５０
会場	埼玉大学教育学部附属小学校 講堂（オンライン配信）

進行　埼玉大学教育学部附属小学校副校長　笠原　雅広

１　開会のことば　関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会会長
埼玉大学教育学部附属小学校ＰＴＡ会長　栗原　伸陽

２　主催者あいさつ　関附連埼玉大会実行委員長　葉石　光一

３　祝　　辞
埼玉県教育局市町村支援部部長　岡島　　満　様
さいたま市教育委員会教育長　竹居　秀子　様
全国国立大学附属学校連盟副理事長　加藤　俊志　様
全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会会長　羌　　叡應　様
埼玉大学教育学部学部長　吉川はる奈　様

４　来 賓 紹 介　埼玉大学教育学部附属小学校副校長　笠原　雅広

５　講話　文部科学省高等教育局専門教育課
教員養成企画室長　若林　　徹　様
演題「これからの附属学校に求められること」

６　協議・報告
(1) 日本教育大学協会・全国国立大学附属学校連盟の報告
全国国立大学附属学校連盟副理事長　加藤　俊志　様
(2) 全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会の報告
全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会専務理事　間宮　達紀　様
(3) 全国国立大学附属学校教育後援会連絡協議会から
全国国立大学附属学校教育後援会連絡協議会理事長　竹川　裕之　様

７　関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会功労者表彰
関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会会長　栗原　伸陽

８　次年度関附連開催について
千葉大学教育学部附属中学校　副校長　安藤　和弥　様

９　閉会

日本教育大学協会・全国国立大学附属学校連盟・関東地区会
全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会・関東地区ＰＴＡ連合会

1　日本教育大学協会

会　長	佐々木幸寿	（東京学芸大学長）
副会長	清水　茂幸	（岩手大学教育学部長）
副会長	下永田修二	（千葉大学教育学部附属小学校長）
関東地区会長	物部　博文	（横浜国立大学教育学部長）
監事	延原　尊美	（静岡大学教育学部副学部長）
監事	三次　徳二	（大分大学附属学校園連携統括長）

2　全国国立大学附属学校連盟

理事長	下永田修二	（千葉大学教育学部附属小学校長）
副理事長	加藤　俊志	（横浜国立大学附属鎌倉小学校長）
副理事長	内河水穂子	（埼玉大学教育学部附属特別支援学校長）
副理事長	平良　裕樹	（琉球大学教育学部附属中学校長）
副理事長	植野　博之	（和歌山大学教育学部附属特別支援学校長）
副理事長	佐藤　洋平	（東京学芸大学附属竹早小学校副校長）
副理事長	早坂　　健	（東京科学大学附属科学技術高等学校副校長）
副理事長	岩﨑　　弘	（大阪教育大学附属特別支援学校副校長）
副理事長	関　　健太	（北海道教育大学附属旭川中学校副校長）

<table>
<tr><th colspan="8">全 国 国 立 大 学 附 属 学 校 連 盟</th></tr>
<tr><td>創　立</td><td colspan="7">昭和２４年１０月２８日</td></tr>
<tr><td>構　成</td><td colspan="7">全国国立大学附属幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の校園長と教員及び栄養士。約５，５００名。</td></tr>
<tr><td>目　的</td><td colspan="7">会員相互の協力により、附属学校の使命達成を図り、もって、わが国教育の振興に寄与することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>組　織</td><td colspan="7">代議員会、理事会、地区会（関東地区を含む９地区）、校園長会、副校園長会、学校種別部会、教科等別部会、各種委員会等</td></tr>
<tr><td>事　業</td><td colspan="7">１．附属学校の目的、組織および運営に関する調査研究
２．教育に関する調査研究
３．研究集会および協議会の開催
４．年鑑、会報およびその他教育に関する出版物の刊行
５．各種教育団体との連絡、協力
６．その他連盟の目的を達成するために必要な事業</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td colspan="7">〒113-0033　東京都文京区本郷四丁目１６－６　文京区本郷四丁目ビル
天翔オフィス　後楽園　９階９０５号室</td></tr>
<tr><td>地区会</td><td colspan="7">北海道・東北・関東・北信越・東海・近畿・中国・四国・九州</td></tr>
<tr><td rowspan="4">校種別
学校数</td><td>幼稚園</td><td>小学校</td><td>中学校</td><td>中等学校</td><td>高等学校</td><td>特別支援学校</td><td>計</td></tr>
<tr><td>４８</td><td>６７</td><td>６８</td><td rowspan="3">５</td><td rowspan="3">１５</td><td rowspan="3">４５</td><td rowspan="3">２５３</td></tr>
<tr><td>幼保連携型認定こども園</td><td colspan="2">義務教育学校</td></tr>
<tr><td>１</td><td colspan="2">４</td></tr>
</table>

3　全国国立大学附属学校連盟関東地区会

会　長	葉石　光一	（埼玉大学教育学部附属小学校長）
副会長	早坂　　健	（東京科学大学附属科学技術高等学校副校長）
副会長	笠原　雅広	（埼玉大学教育学部附属小学校副校長）
理　事	関東地区選出全附連理事（２３名）	
監　事	安藤　和弥	（千葉大学教育学部附属中学校副校長）
監　事	小林　直実	（千葉大学教育学部附属幼稚園副園長）

4　全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会

会　長	羌　叡應
副会長兼専務理事	間宮　達紀
副会長	中井　　優
副会長	村上　哲平
副会長	金丸　剛史

全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会	
創　立	昭和２７年6月２８日
構　成	５６国立大学法人に置かれている国立大学附属幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校合計２５３校園のＰＴＡ連合組織。幼児・児童・生徒数 約９０,０００名。
目　的	附属学校ＰＴＡの健全な発達を助け、相互の連絡・親睦を図り、附属学校の教育に協力し、もって我が国の振興・発展に寄与することを目的とする。
組　織	地区ＰＴＡ連合会（関東地区を含む９地区）、学校種別部会、 理事会、役員会、地区ＰＴＡ連合会総会、ＰＴＡ会長会、各種委員会等
事　業	１．単位ＰＴＡに共通する課題の解決 ２．ＰＴＡに関する諸問題の調査研究 ３．単位ＰＴＡおよび地区ＰＴＡ連合会との相互連絡、情報交換 ４．関係機関への連携 ５．附属学校に関する調査研究 ６．各種教育団体との親善 ７．その他本会の目的達成に関して必要な事業
事務局	〒113-0033　東京都文京区本郷四丁目１６－６　文京区本郷四丁目ビル 天翔オフィス　後楽園　９階９０５号室
地区会	北海道・東北・関東・北信越・東海・近畿・中国・四国・九州

5　全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会理事・評議員（関東地区選出）

理　事	大倉　　徹	（東京大学教育学部付属中等教育学校）
理　事	後藤　健人	（横浜国立大学教育学部附属鎌倉小学校）
評議員（東京）	長谷川高大	（東京学芸大学附属竹早小学校）
評議員（県）	栗原　伸陽	（埼玉大学教育学部附属小学校）

6　関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会役員（５７校）

会　長	栗原　伸陽	（埼玉大学教育学部附属小学校）
副会長（事務局）	笠原　雅広	（埼玉大学教育学部附属小学校副校長）
副会長	大山　早嗣	（茨城大学教育学部附属中学校）
副会長	大泉　　勉	（千葉大学教育学部附属中学校）
副会長	髙﨑　誠之	（埼玉大学教育学部附属幼稚園）
副会長	山本めぐみ	（東京学芸大学附属特別支援学校）
副会長	田伏　賢祐	（東京学芸大学附属大泉小学校）
監　事	小貫　香織	（茨城大学教育学部附属中学校副校長）
監　事	小林　直実	（千葉大学教育学部附属幼稚園副園長）

Ⅲ

分科会

研究課題　学びを止めない学校づくり
―校内教育支援室の充実と危機対応の実践―

宇都宮大学共同教育学部附属小学校　　佐　藤　綾　子

１　はじめに

近年、学校現場を取り巻く環境は激変している。不登校傾向にある児童の増加という「日常における学びの継続に関する課題」と、自然災害や野生動物の出現など「突発的な安全上の脅威」という二つの課題への対応が求められている。いかなる状況下でも、児童の安心・安全を確保し、教育活動を継続する「学びを止めない学校づくり」に向けた具体的な実践と成果を報告する。

２　校内教育支援室の充実による学びの保障

(1) 設置の背景と解決すべき課題

本校でも、個別の配慮や別室登校を必要とする児童がおり、支援の充実が重要な課題であった。従来は、保健室内での面談やプリントの受け渡し、学習補習などを学級担任や教科担任、養護教諭が個別に対応していた。しかし、児童の登校状況や支援ニーズが多様であり、支援方針決定に時間を要するとともに、教職員の心理的・時間的負担も大きかった。また、児童の継続的な滞在により、保健室本来の役割である健康相談、救急処置等の業務にも影響を生じていた。

(2) 「学校園校内教育支援室」の体制と機能

これらの課題を解決するため、小学校内に「学校園校内教育支援室」を設置した。空き教室を活用した支援室に支援員（非常勤講師）を配置し、小学校と中学校の双方で支援員が支援に当たる「小・中学校間の往来体制」を整備した。支援員は対象児童のアセスメントを行い、別室での個別支援や本人・保護者との面談・相談等も実施する。さらに、スクールカウンセラーと連携し、組織的な支援体制を構築した。この体制により、中学校進学時にも、児童の困り感や特性を把握した上で継続的に支援できる、本学校園ならではの強みが生まれた。

３　突発的危機への迅速な安全対応（クマ対応）

(1) 児童の安全確保を最優先とした意思決定

令和８年６月８日、宇都宮市内でのクマ目撃情報を受け、送迎希望者への時間差による校庭開放と教室への迎えをルール化した。翌９日も、心配な家庭の送迎や付き添い・見守りを依頼するとともに、学年別の時間差下校とした。しかし同日夕刻、クマ捕獲情報に加え２頭目の目撃情報が入り、児童の安全を十分に確保することが困難であると判断したため、翌 10 日を臨時休校とした。突発的な外的脅威に対し、児童の安全確保を最優先とした迅速な意思決定を行うことができた。

(2) ICT を活用した情報把握と分散登下校

学校再開に向け、ICT を活用して保護者の送迎希望や下校方法に関する意向を迅速に把握し、その結果を学校の対応方針に生かした。６月 11 日から学校を再開するとともに、登下校時刻を分散させる対応を講じた。特に６月 12 日に予定されていた公開研究発表会では、授業実施学級のみ午前登校・時間差下校とし、その他の学級の児童は自宅待機とするなど、行事運営と安全確保の両立を図った。さらに、参観者と児童送迎車両の校庭内での誘導・退出ルートを明確にするとともに、保護者には送迎や見守りへの協力を依頼し、学校と家庭が役割を分担して、安全な登下校体制を構築した。

４　おわりに

本校では、校内教育支援室による日常的・継続的な「学びのセーフティネット」の構築と、クマ出没という突発的危機に対する迅速・柔軟な「安全確保と登下校体制」の構築に取り組んだ。今後も保護者や地域、専門機関との協働をさらに深め、さまざまな環境変化に柔軟に対応しながら、児童の安心・安全と学びを保障する学校づくりを推進していきたい。

第１分科会　学校運営　小

研究課題　大学・附属学校園の連携による学校運営、教育活動

山梨大学教育学部附属小学校　　山　本　　摂

１　はじめに

山梨大学には、附属学校として、小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園の四校園が存在する。いずれも大学まで徒歩数分以内の立地にあり、大学と附属学校園の連携のみならず子供相互の交流活動にとっても恵まれた環境である。本稿では、大学との連携及び教育課程に即した附属学校園における交流について、それぞれ代表的な例を示す。

２　附属学校運営協議会

(1) 背景

本学附属学校園の運営に当たり、設置者である大学法人との連携・協働は積年の課題であった。ともすれば教育実習・研究等、附属学校の任務に関わる連携に限られ、本来最も重視されるべきである児童生徒の課題に係る情報共有をはじめ、学校教育目標に基づいた特色ある学校づくり等、学校運営の根幹をなす部分について、設置者と学校が共通理解を形成する場はほとんど存在しなかった。

一方、令和の日本型教育の構築をはじめ、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ問題への取組、急速に進展する情報教育への対応、教職員の働き方改革等、学校のリソースのみで適切な対応を取ることが困難な課題が増加している。

このような背景を受け、本学では平成２８年度より「山梨大学教育学部附属学校運営協議会」を設置し、令和６年度からは月１回定例化して附属学校の運営に関する諸課題を多角的に協議している。

(2) 規程

（趣旨）

第１条　山梨大学教育学部附属学校の管理運営上必要な事項を審議するため、山梨大学教育学部附属学校運営協議会を置く。

（審議事項）

第２条　次の各号に掲げる事項を協議する。

①　附属学校運営の基本方針に関すること
②　附属学校の予算に関すること
③　附属学校教員の人事（山梨県教育委員会との人事交流を含む）に関すること
④　その他附属学校の運営に関すること

（組織）

教育学部長、学系長２名、副学系長、附属教育実践総合センター長と教員、附属学校正副校園長、教育学域支援課数名

（実施回数）

定例月１回　年間１２回開催

(3) 成果と課題

附属学校園の抱える時宜に応じた課題について、設置者と迅速に共有化を図ることが可能となり、解決に向けて設置者の適切な指導助言のもと取り組むことができる。また、四校園の相互理解という観点からも、月１回の開催は非常に有益であり、貴重の共通理解形成の場となっている。開催前に、教育学域支援課が事務局として議題をとりまとめ整理に当たっていることも、会の有効化に大きく寄与している。

一方、少子化の進行に伴い、児童生徒数を確保するためには、長期的な視点からの魅力ある学校づくりが不可欠であるものの、眼前の課題に追われ、四校園を貫く教育の方向性にかかる討議までには至っていない。

３　教員養成・教育研究実践協議会

(1) 本会について

山梨大学第４期中期目標・中期計画の実現に向けての取組を実際に推進する組織であり、大学教員・附属学校園教員が連携しつつ、先進的な研究開発に取り組んでいる。なかでも現代的な教育課題に即した４つのワーキンググループ（幼小接続・ICT 教育推進・共同研究・教員研修会）がその中核となっている。

(2)幼小接続ワーキンググループ

大学幼児教育講座教員、附属幼稚園・小学校教員で構成し、幼小架け橋期におけるつながりのある学びと連続性のある子供の成長を目指した WG である。幼稚園、小学校の相互参観を通じた研究協議、幼小合同で作成した指導案に基づいた交流活動の実施、栽培活動や遊びを通した日常的な交流等、近接の立地を生かした持続可能な取組を行い、幼小の保育・教育への理解を深めている。

研究課題　附属学校部主体の連携教育の推進

群馬大学共同教育学部附属中学校　　栗　本　郁　夫

１　はじめに

群馬大学共同教育学部では、令和６年度に附属学校部を設置し、大学のガバナンス機能と四校園の連携強化を図り、地域のモデル校として附属学校園の充実を図ることを目指している。

２　附属学校部主体の連携教育の推進

(1) 附属学校部の役割

組織体制は、附属学校部長に大学教授、副部長に校園長代表、事務職員に学部の副事務長を置き、各校園長で構成されている。

校園長は、従来は大学教授の兼務であったが、県教委との人事交流による校長経験者とした。また、副校園長職を廃止し、各校園とも常勤の校園長、教頭による組織体制とすることができ、機動力のある学校経営を行うことができている。

(2) 大学との連携

教授会等で定期的に状況を報告することで、今まで以上に大学の支援を受けやすくなった。各教科での共同研究の他、大学教授による特別授業、各種教育での専門的な支援のほか、部活動の地域展開でも大学を核とする協議会を設置することができた。また、教育実習等の工夫改善や、教職大学院生の受入れ等、大学の要望等に対しても柔軟に対応できるようになった。

(3) 附属四校園の連携

「自ら人生を描き、共に未来を創る」を四校園で目指す学び手像とし、四校園の研究主題を統一し、一貫教育を進めている。研究推進、探究、英語教育、インクルーシブの四つの WG を設置し、四校園で情報共有しながら取組を進めている。また、令和８年度から附属学校教育支援センターを設置し、カウンセラー、支援員を配置し、附属学校部全体で不登校支援等の充実を図っている。

(4) 群馬県教育委員会との連携

令和７年度から附属四校園が群馬県教育委員会の非認知能力の評価・育成事業の協力校となり、群馬県教育ビジョンを実践するモデル校となっている。初任者研修や教育センターの研修員等の受入れを積極的に行うとともに、人事交流についても円滑に行うことができている。

３　エージェンシーを発揮し、互いに挑戦する力を伸ばす学校経営

(1) 生徒の主体的な活動の推進

本校は伝統的に生徒が主体的に活動し多方面で成果をあげている。そこで今年度は「一歩先へ　共に輝く」をスローガンに、生徒会の全校目標と関連させ、更なる主体性と協働性の向上を目指している。行事の企画・運営等をなるべく生徒に任せるとともに、生徒が中心となって新制服のデザインを考えたり校則の見直しを行ったりして、責任を持ちながら自ら学校づくりに参画し主体性を伸ばせるような取組を行っている。

(2) 生徒が自ら学びをデザインする研究の推進

本校では、エージェンシーを発揮し生徒自身が学びをデザインして探究することを目指しており、その中核が「未来創造科」である。自ら解決したい社会課題を見つけ、地域に根ざした探究活動を進めている。生徒は「未来創造 Day」で自由に調査したり、異学年交流で高め合ったり、シンポジウムで様々な人にプレゼンしたりして探究の楽しさを味わっている。また今年度は「前橋国際芸術祭」で街づくりにも積極的に参加している。

(3) 教職員がエージェンシーを発揮できるようにするための働き方改革の推進

生徒がエージェンシーを発揮できるようにするためには、まず教職員がエージェンシーを発揮できる環境を整えなければならない。行事や会議の精選、教職員の情報共有や保護者連絡等のデジタル化、教育実習や公開研究会をはじめとする研究活動の重点化等を図り、教頭を中心に積極的な働き方改革を推進している。

研究課題　「未来の学校」に向けた取り組み

東京学芸大学附属竹早中学校　　浦　山　浩　史

１　はじめに

竹早地区幼小中連携教育研究は 1986 年発足の歴史を誇る。それを基に現在「未来の学校 みんなで創ろう。プロジェクト」に取り組んでいる。教員、企業、教育委員会がワンチームとなって、Society5.0 に向けた新しい学校システム創りに挑戦する取り組みである。このプロジェクトでは東京学芸大学、東京学芸大学附属学校（竹早地区）の現場教員とＮＥＣ、コクヨ、内田洋行、博報堂などの企業および岡山県津山市、岩手県山田町、その他教育委員会が密に連携し、構想を学校や授業で実験していくことで検証していく、日本初の産官学連携の学校システム改革チームである。教師も含め誰もが「好きに、挑む」ことができる未来の学校モデルの開発することがテーマで、現在、様々なプロジェクトが推進中である。

２　実践例

(1)学校運営の改革

・学校内コワーキングスペース設置：企業・外部人材とのコワーキングが可能な職員室の実装

・子どものトラッキングシステム開発 ： 出欠の自動化、子どもの行動・状況把握、安全･安心を守るシステムの考察

(2)学習支援のデジタル化と学びの拡張

・教科横断型アクティブラーニング：教科を越えて、学びをつなげる ICT システムの開発

・オンライン PBL:PBL･探究学習をオンラインで汎用化させるシステムの開発と学習環境の整備

・困難な状況にある子どもの学習支援:不登校等の子どもに対する支援システム開発と環境整備

(3)新しい学校学習環境の創造

・AR/VR 実験ルーム：AR/VR 教材開発と物理的な制約を超えた学びの共同体の設計と実践

・Society5.0 時代の新しい図書館：図書館が保有する知のデジタル化とサービスの拡張

・リモートクラスルーム：遠隔の教育がネットワークにより繋がる、新しい学校システムのあり方の模索

(4)教育者の力量開発とチーム化の促進

・指導案 AI システム：指導案と授業履歴を AI で分析するレコードシステムの開発

・「ダブルワーク」教員：企業人等のダブルワーク化と小中版「クロアポ」開発

(5)学校を取り巻く社会システムの改革

・学校/塾/家庭の協働システム：データの共有とリテラシーのマスタリーラーニング（完全習得学習）

・家族ユニットでの「ワーケーション」実現：新しいライフスタイルと学びのニューノーマル

３　中学校の取り組み

(1)竹早Ｄプロジェクト（通称 Ｄプロ）

Ｄプロは研究部主導ではじまった課外活動である。「生徒の願いを形にする」ことを目指して有志生徒がプロジェクトを立ち上げ活動する。近年は文化研究発表会で発表するようになったり、生徒会の活動と連携して学校生活の改善に取り組もうとしたり、キャリア教育とつながったりと活動の幅が拡がりつつある。

(2)働き方改革に向けて

勤怠管理については大学仕様システムを導入し、できる限り定刻での勤務をめざすように心がけている。また部活動においては、次年度には外部指導員の導入をめざしていること、週２日＋土日のどちらかの週３日に抑えること、また休日の出勤日を２日まで、すなわち 36 協定を遵守する取り組みを行っている。働き方改革はまだまだ道半ばだが、少しずつ浸透しているように感じている。

研究課題　附属学校部主体の連携教育の推進

群馬大学共同教育学部附属特別支援学校　　城田　謙司

１　はじめに

群馬大学共同教育学部では、令和６年度に附属学校部を設置し、大学のガバナンス機能と四校園の連携強化を図り、地域のモデル校として附属学校園の充実を図ることを目指している。

２　附属学校部主体の連携教育の推進

(1) 附属学校部の役割

組織体制は、附属学校部長に大学教授、副部長に校園長代表、事務職員に学部の副事務長を置き、各校園長で構成されている。

校園長は、従来は大学教授の兼務であったが、県教委との人事交流による校長経験者とした。また、副校園長職を廃止し、各校園とも常勤の校園長、教頭による組織体制とすることができ、様々な課題にも迅速に対応できる機動力のある学校経営を行うことができている。

(2) 大学との連携

附属学校部を設置し、教授会等で定期的に状況を報告することで、今まで以上に大学の支援を受けやすくなった。大学教授との共同研究の他、各種教育での専門的な支援を得る機会が増している。また、教育実習等の工夫改善や、教職大学院生の受入れ等、大学の要望等に対しても柔軟に対応できるようになった。

(3) 附属四校園の連携

「自ら人生を描き、共に未来を創る」を四校園で目指す学び手像とし、四校園の研究主題を統一し、一貫教育を進めている。研究全体、探究、英語教育、インクルーシブの四つの WG を設置し、四校園で情報共有しながら取組を進めている。また、令和８年度に附属学校教育支援センターを設置し、カウンセラー、支援員を配置し、附属学校部全体で不登校支援等の充実を図っている。

(4) 群馬県教育委員会との連携

令和７年度から附属四校園が群馬県教育委員会の非認知能力の評価・育成事業の協力校となり、群馬県教育ビジョンを実践するモデル校となっている。初任者研修や教育センターの研究員等の受入れを積極的に行うとともに、人事交流についても円滑に行うことができている。

３　附属四校園におけるインクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育の推進に当たっては、４つの推進の柱を設定し、取組を始めたところである。

(1) 附属小学校との交流及び共同学習の充実　　（推進の柱１）

本校は附属小学校と校舎や運動場を共有しており、日々の学校生活においても自然な交流が行われてきている。加えて６年間を通した交流及び共同学習を位置付け推進してきているところであるが、コロナ禍における縮小等があり、今一度、その推進・充実を図る必要が生じている。現在実施している小学校との実践を見直し、その充実を図る。

(2) 四校園における交流及び共同学習の整理　　（推進の柱２）

四校園全ての子ども達が共生社会の担い手となるよう、幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校、それぞれの発達段階に応じた継続的な交流及び共同学習の在り方について追求していくこととした。各校園にインクルーシブ教育 WG 委員を配置し、四校園全体で検討を行いながら、系統性のある取り組みを模索している。

(3) 教職員の理解の共通化　　（推進の柱３）

四校園のすべての教員を対象にしたインクルーシブ教育に係る職員研修の実施や他校種の授業を参観する相互参観授業を位置付けるなど、互いの教育を深く理解した上でインクルーシブ教育を推進していく。

(4) 情報発信　　（推進の柱４）

公開研における交流及び共同学習の実践公開、HP における情報発信等を行い、その取組を周知するなどして、附属学校としての先導的な役割を果たしていく。

研究課題　社会を創る特別支援学校の挑戦

～共生社会の実現を目指して～

横浜国立大学附属特別支援学校　　村山　知美

１　はじめに

本校では、学習指導要領が示す「より良い学校教育を通じてよりよい社会を創る」というすべての校種の共通の目標から、「日々の授業をよりよいものにし、共生社会の実現」を目指し日々の教育活動に取り組んでいる。また、令和６年度から、「社会を創る特別支援学校のあり方を考える～身につけたい力の育成と共生社会の実現を目指して～」と題し、４年間の研究を進めてきている。現在、全国的に「共生社会の実現」に向けて、様々な取組がなされているが、人々の意識の変容は乏しく、困難な現実がある。そこで、本校では、特別支援学校が「社会を創る」とは、どういうことなのか、障がいのある子どもたちの地域での活動が、「共生社会の実現」にむけ大きな力を発揮すると考え、新たに「地域一体型教育」にむけた教育課程を編成し、子どもたちとともに挑戦している。

２　共生社会の実現に必要なこと

(1) 学校周辺の地域アンケートから

令和７年度に学校の近隣にある弘明寺商店街にて街頭アンケート調査を行った（n=95）。結果、学校名は約６割が「知っている」が、そのうちの７割は学校の場所を知らないと回答した。また、拒否感ではなく、「知らないことによる不安」の声が多かった。障がい特性への理解不足や関わり方の不安が課題として示されが、本校や障がいのある人との交流に対して概ね肯定的な回答であった。

直接活動した方の事前事後アンケートでは、活動前から「不安はあまり感じない」「感じない」という回答が多かったが、「接し方がわからない」「障害について知識がない」「何ができて何ができないかわからない」など知識不足からくる不安は大きいことがわかった。活動後、「自然に関われた」「普通の高校生だった」「優しくて素敵な方たち」「純粋で接しやすい」「健常者との違いを感じなかった」「障がいのある人ではなく一人の人として関われることにきづいた」「一緒に働けて楽しかった」「特別な配慮よりも普通の関わりが一番自然だった」など不安が大きく減り、意識や考え方を前向きに変えた記述があった。回答全体から、実際関わることで人々の不安が軽減され、親しみが向上し、自然な関わりへの肯定的認識へと変化したことがわかった。また、今後、多くの方が「また参加したい」「機会があれば関わりたい」と回答している

このアンケートから地域交流は、障がい理解を深める上で非常に効果的であり、「障がい者」ではなく「一人の人」として見る視点を育てていることが読み取れる。一緒に活動することで、障がいのある人に対して、障がいそのものよりも個々の強みや人柄に注目する記述が増え、地域社会の一員としてともに活動する仲間としてとらえる傾向が見られた。

３　おわりに

子どもたちが地域に出かけていき、活動することが、地域の人（関わった人）の見方を変え、距離を縮め、「共に生きる」という実感を生み出している

特別支援学校に在籍している子どもたちは、地域の一員として関わることで、支援されるだけの存在ではなく、周囲の大人の意識を変えていく力を持っていることがアンケートの聞き取りにより明らかになった。

本校の「地域一体型教育」は、子どもたち自身が共生社会実現の担い手となり、子どもたちの地域での活動が、「共生社会の実現」にむけて周囲の理解と支援の輪を広げてきている。これから、全国の特別支援学校において、「地域一体型教育」を取り組んでいくことで、だれもが生きやすい社会を創っていくと信じ、子どもたちとともに挑戦し続けていく。

研究課題　シン・幼児教育　マクロの目とミクロの目

群馬大学共同教育学部附属幼稚園　　中　村　　崇

１　はじめに

群馬大学共同教育学部では、令和６年度に附属学校部を設置し、大学のガバナンス機能と四校園の連携強化を図り、地域のモデルとして附属学校園の充実を図ることを目指している。本稿では、「附属学校部」と「幼児教育の独自性」という二つの窓口から群馬大学での幼稚園の存在意義について考察していく。

２　附属学校部主体の連携教育の推進

(1) 附属学校部の役割

組織体制は、附属学校部長に大学教授、副部長に校園長代表、事務職員に学部の副事務長を置き、各校園長で構成されている。

校園長は、従来は大学教授の兼務であったが、県教委との人事交流による校長経験者とした。また、副校園長職を廃止し、各校園とも常勤の校園長、教頭による組織体制とすることができ、様々な課題にも迅速に対応できる機動力のある学校園の経営を行うことができている。

(2) 大学との連携

附属学校部を設置し、教授会等で定期的に状況を報告することで、今まで以上に大学の支援を受けやすくなった。共同研究の他、大学教授等による指導助言、特別支援教育等での専門的な支援などが挙げられる。また、教育実習等の工夫改善や、教職大学院生の受入れ等、大学の要望等に対しても柔軟に対応できるようになった。

(3) 附属四校園の連携

「自ら人生を描き、共に未来を創る」を四校園で目指す学び手像とし、四校園の研究主題を統一し、一貫教育を進めている。研究全体、探究、英語教育、インクルーシブの四つの WG を設置し、四校園で情報共有しながら取組を進めている。また、令和８年度から附属学校教育支援センターを設置し、カウンセラー、支援員を配置し、附属学校部全体で不安を抱える子供への支援等の充実を図っている。

(4) 群馬県教育委員会との連携

令和７年度から附属四校園が群馬県教育委員会の非認知能力の評価・育成事業の協力校園となり、群馬県教育ビジョンを実践するモデル校園となっている。初任者・新規採用教員研修や県総合教育センターの研究員等の受入れを積極的に行うとともに、人事交流についても円滑に行うことができている。

３　幼児教育の独自性が光る園経営

(1) 実践の中で「方法としての教師」の実現

教師が「子供の活動の意味を理解する」「子供の目線に立つ」「思いに共感し共鳴する」「学ぶ姿や関わる姿のモデルとなる」「必要な人に対して必要なときに必要な援助を行う」「子供が精神的に安定するためのよりどころ」を常に意識し環境としての「私」を実現する。

(2) 「いつでも保育を見に来てください」

週の指導計画（週案）を充実させることで、公開保育が特別なものではなく、日常の中にあるものになる。

(3) 安心感と所属感に支えられた同僚性

管理職を含めたすべての職員が、限られた時間の中で、子供を話題の中心に置いたコミュニケーションを安心して行えるように次の工夫を行っている。①「業務日誌」と名付けたスプレッドシートを職員全員が共有・共同編集することでの連絡・報告の見える化。②「チャット」を活用した業務連絡やデータのやり取り。

４　まとめ

幼稚園の存在意義を「附属学校部」を窓口に見る（マクロの目）と、人材育成であると言えるのではないか。「幼児教育の独自性」を窓口に見る（ミクロの目）と、学習指導要領改訂後の学校教育に対し、良質な刺激をもたらす存在になり得ると考える。

研究課題　○大学資源を活かしたインクルーシブ教育

東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎　　山　崎　奈　美

１　はじめに

東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎（以下：本園）は、令和９年に創立 70 年を迎える。創設理念として、当時本学幼児教育専門教員の「学生たちが地域一般の子どもたちと触れ合いながら学べるように」という思いから設立された。

「地域一般の子どもたち」ということから、入園調査は原則抽選、通園は徒歩圏内、附属小学校への連絡進学制度は無くほとんどが公立小学校に就学する、という園として始まった。

このように、本園は設立当初より、本学教員及び学部とのつながりが密接であり、本学が本園を支える資源であると同時に、ともに本園の教育をつくってきたといえる。

２　本園の特別支援教育

(1) 統合保育の始まり

前述のように本園入園にあたっては基本的に抽選で受け入れが決められてきた。抽選結果により、可能な限り障害児とされる幼児も入園していた。その為、本学特殊教育教員とは、日常的につながりが密にあり、相談をしたり、実践のアドバイスを受けたりしていた。

そのような中で、昭和 50 年代半ば頃から入園調査の際に『障害児枠』を設け、『統合保育』（『インクルーシブ教育』）実践園として公に示すこととした。あくまでも一般の幼稚園としての教育内容を基盤とし、障害枠で入園した幼児も集団の中で育ちあうことを大切にしてきた。当然のことながら、大学専門教員との連携は引き続き密に行われると同時に、障害児枠選考の際には、専門家として幼児の観察や保護者面談等の役割を園教員とともに担った。

障害児枠で入園した子どもたちの保護者にとっては、本園は、わが子が大勢の子どもたちの中で表す姿や育つ姿等が見られる一方、専門の施設等に比べると得られる専門的な情報は圧倒的に少ない。その点については、在園・卒園を問わず集まる会を設けていた。当時は得にくかった専門的な情報を得る機会となったり、同じような地域に住んでいることで、行きやすい病院や店、遊び場所等の情報交換の機会にもなったりしていた。

(2) 平成 19 年法整備と園内体制等の見直し

平成 19 年の法整備をきっかけにそれまで行ってきた会議等を見直した。この時、当時本学附属特別支援学校教員が人事交流で幼稚園に勤務していたこともあり、より細やかに検討や見直しを図ることができた。

＜名称等の見直し・位置づけの明確化＞

・会議名称⇒「校内委員会」
・校内委員会の年間定期開催を制度化
・特別支援教育コーディネーターの指名

＜資料形式等見直し＞

・週案：個別欄設定（個名→仮名）
・『個別の指導計画』：名称・形式統一

なお、以前からではあるが、診断名の有無によらず気になる幼児についても、週案記載や個別の指導計画を作成したり、校内委員会でも取り上げたりしてきた。

(3) 現在

「個別の配慮を要すると思われる幼児」を対象とした近年の現状は下記のとおりである。

・入園調査時の『障害児枠』廃止
・日常：園内情報共有…担任・養護・管理職
　「週案」記載
・各月：巡回相談…特別支援学校巡回相談員
　「チェックリスト」試行
・各学期：校内委員会…大学専門教員
　「個別の教育指導計画」作成

３　まとめ

前述のように、本園では『統合保育』―『インクルーシブ教育』において附属学校園を含む大学資源を活用してきた。このようなつながりは、他の大学資源活用において、園側からだけではなく大学側からのつながりのきっかけにもなるところに価値があると考える。

※名称等は記載内容当時のものを使用

研究課題　社会を構想する力を育てる社会科学習

千葉大学教育学部附属小学校　　岩野　敬

１　はじめに

本校社会科部では、社会的事象について考察したことをもとに、社会のあり方や自分たちの関わり方を根拠をもって考えられるような学習を目指している。しかし、社会の課題を把握した直後に解決策や関わり方を問うと、児童の考えは「大切にしたい」「協力したい」といった一般的な願いにとどまりがちである。社会に見られる課題の背景には、関係する人々の立場や利害、事情、価値観の違いがある。そこで本部会では、「社会を構想する力」を、社会的事象を多角的に捉え、関係する人々の立場や事情を踏まえながら、社会のあり方や自分たちの関わり方を根拠をもって選択・判断・表現する力と捉え、研究を進めている。

２　本年度の研究

(1) これまでの研究から

令和５年度は、社会の課題を捉え、地域や自分との関わりを考える学習に取り組んだ。多様な視点から考える姿が見られた一方で、事実や条件を十分に踏まえられず、判断の根拠が曖昧になってしまうことが課題として残った。令和６年度は、学習過程を「考察」と「構想」に分け、事実をもとに社会との関わり方を考える学習を行った。その結果、資料や人の話を根拠に考える姿が見られるようになったが、考察から構想へ移る際に、関係する人々の立場や事情の違いを十分に踏まえきれないことが明らかになった。

(2) 三層構造の学習過程

そこで本年度は、問題は考察と構想をつなぐ途中の過程にあると捉え、従来の二層構造を三層構造へと見直すこととした。第１層では、社会的事象の事実や仕組みを理解し、構想の根拠となる事実認識を形成する。第２層では、第１層で捉えた事実を異なる立場や条件から捉え直し、対立する立場それぞれの合理性や、そこに生じる葛藤を理解する。第３層では、第１層・第２層での学びを踏まえて、社会との関わり方を選択・判断・表現する。

(3) 考察と構想の往還

三層を一方向に進むのではなく、第３層で構想した内容に対して「その考えでは誰が困るのか」「別の立場から見たらどうなるのか」と問い返し、第１層・第２層へ立ち返る。この往還を通して、構想を事実認識と立場理解に支えられたものにしていく。

３　第４学年「水道事業」における学習過程

本研究で示した三層構造を、第４学年「水道事業」の学習において具体化した。

第１～５時では、水道水とミネラルウォーターを比較しながら、水が家庭に届くまでの仕組みや水道事業の役割を調べた。児童は、水道が生活を支える重要なインフラであることを理解し、「水は大切に使うべきである」という基本的な認識をもつようになった。第６時では、水道局の職員の話や資料から、節水が進むと水道事業の運営に影響が及ぶ可能性を知った。これにより、単純に「節水はよいこと」と捉えていた児童が、「節水」と「水道事業の維持」の間にある難しさに気付く姿が見られた。第７・８時では、他自治体の広域化や料金制度の工夫などの事例を調べた。児童は、効率化や安定供給の工夫がある一方で、地域ごとの事情や料金負担の違いといった課題にも気付いた。その結果、「どのように水道と関わり続けるか」という構想は複数の視点から捉え直されるべきものとして再検討されていった。

４　おわりに

本実践を通して、異なる立場の合理性や葛藤を踏まえながら構想を形成し直す学習過程の重要性が明らかになった。とりわけ、考察と構想を往還させることで、児童の構想はより根拠に基づいたものへと深まることが示唆された。今後は、児童が自らの構想を主体的に更新していく学習過程のあり方について検討を深めていく。

第５分科会　社会　小

研究課題　中心概念を意識させた社会科学習の取り組み

東京学芸大学附属大泉小学校　　岩岡　敬祐

１　はじめに

本校は、2022 年 8 月国際バカロレア教育初等教育プログラム（PYP：Primary Years Program）の認定校「IB ワールドスクール」となった。そのプログラムでは、概念を大切にしており、セントラルアイデア（以下 C.I）という抽象的な文言を提示し単元を行うことも多く行われている。本校では、「探究」（公立小の総合的な学習の時間にあたる）の時間で概念を中心とした学習を行っているが、他教科でも実施計画がある。本単元は、授業内容をもとに児童が前述のセントラルアイデアを作成することで、概念を形成することをねらったものである。

２　指導の実際

(1) 指導要領上の位置付け

本単元は、小学校社会科第 3 学年内容（１）にあたるものである。指導要領上では、身近な地域や市区町村について、「位置」「地形」「土地利用」「交通の広がり」「公共施設の場所と働き」「古くから残っている建造物の分布」などの視点に着目して、地域の様子を調べ、理解する単元である。教科書では２つの小単元で構成され、「学校のまわり」「市（区）の様子」となる。本単元は、その２つの小単元を合わせて構成した。

(2) 単元の流れ

①第 1～4 時　学校の周りを調べる。
②第 5 時　練馬区の位置について調べる。
③第 6 時　調べたいことを元に、学習問題をつくる。
④第 7 時　練馬区の地形の様子について調べる。
⑤第 8 時　練馬区の交通の様子について調べる。
⑥第 9～11 時　練馬区の土地利用の様子について調べる。
⑦第 12～13 時　練馬区の公共施設の位置や働きについて調べる。
⑧第 13 時　学習して分かったことを C.I で表す。

(3) 手立て

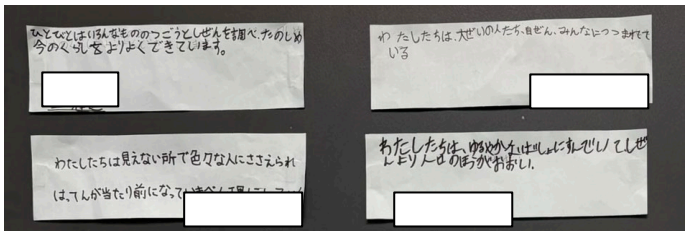
①授業の終わりごとに C.I を考える

本実践では、より抽象化した中心概念にせまれるように、児童がセントラルアイデアを考える時間を全６回設定した。

②単元末に改めて C.I を考える。

様々な視点で見てきた地域についてふりかえり、C.I を作り自分の言葉で地域の様子を表現することで、中心概念を意識させた。

（以下は児童が作成した C.I の抜粋）



３　成果と課題

(1) 思考の抽象化

これまで本単元を実践した際、児童がまとめに書く文言は「練馬区は、東西に鉄道が走り、住宅地が多く…」のように、視点ごとにまとめることが多かった。しかし、C.I を作成させることで、中心概念を意識し、練馬区という児童の通っている地域について抽象化して考えることができた。さらにこうした思考で学習することで、住んでいる地域や移動教室先の地域など他地域の様子を同じように見るきっかけになると考えられる。

(2) 他地域と比較

本実践では、練馬区という一つの地域しか調べることができなかった。複数の地域との比較を入れることで、さらに地域の特徴を実感することができると考えられる。

研究課題「平和で民主的な考えから、実現したい未来を切り拓く生徒」の育成

群馬大学共同教育学部附属中学校　　千　明　　隼

１　はじめに

社会科は、「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」を育成することを目標としている。そこで、「平和で民主的な考え」を基に生徒自らが課題を設定し、社会科の学習に責任をもって取り組むことが、実現したい未来を切り拓く力につながると考える。

昨年度は、生徒が思い描く実現したい未来と現代社会とのギャップを基に「分野課題」を設定し、その課題解決に向けて、社会科の資質・能力を身に付ける「習得型」と、それらを生かして生徒自身が学習をデザインする「探究型」を大単元内に設定した。その結果、エージェンシーを発揮し探究を深める生徒がいる一方、追究テーマの設定や学習を進める中で、社会科の学びに必要な視点や要素が不十分になる生徒も見られた。そこで、生徒が実現したい未来と社会科の学習とのつながりを実感し、探究の過程で「平和で民主的な考え」を問い続けられる学習計画や教師の手立てが必要であると考えた。

以上を踏まえ、今年度も「平和で民主的な考えから、実現したい未来を切り拓く生徒」の育成を研究主題とし、探究的な学びを実現する具体的な手立てを追究する。

２　具体的な手立て

(1)　探究的な学びを充実させるための「習得型」、「探究型」の設定

今年度は、昨年度の成果と課題を踏まえ、「習得型」と「探究型」を設定する。「習得型」では、共通の課題について学習する中で、社会科の資質・能力だけでなく、社会科における学び方も身に付ける。その上で、大単元の終盤に「探究型」を位置付け、習得した資質・能力や学び方を生かして、生徒自身が学習をデザインすることで、より質の高い探究を目指す。

(2)　これまでの学びを振り返り、自身の探究的な学びに生かす「探究カード」

「習得型」と「探究型」を関連付けるために「探究カード」を活用する。カードには、政治、経済、文化、対外関係などの社会科の学習に必要な視点や見方・考え方を示す。「習得型」では教師がカードを示し、「探究型」では生徒自身がカードを活用してこれまでの学びを振り返りながら学習をデザインする。さらに、教師が学習過程を見取り、称賛や問い返しを行ったり、他者の学習計画や振り返りを共有したりすることで、生徒が学びを改善し、AAR サイクルを回しながら探究的な学びを深めることを目指す。

３　成果と課題

「習得型」において「探究カード」を活用することで、生徒は社会科の学習に必要な内容や見方・考え方を意識しながら学習を進めることができた。また、昨年度１月と今年度６月に実施したアンケートでは、「『平和で民主的な考え』を多面的・多角的に発展させることができた」と回答した生徒が 86.9%から 90.9%へ増加し、向上傾向が見られた。さらに、「近代の日本と世界」の学習後には、政治や国際関係などの視点から平和について考え、これからの社会を担う世代として、戦争を繰り返さないことの重要性を捉える記述も見られた。

以上から、「習得型」で身に付けた資質・能力や見方・考え方を「探究型」で生かすことで、自身の「平和で民主的な考え」を多面的・多角的に発展させることができたと考える。一方、社会科の学びを「平和で民主的な考え」につなげられない生徒も見られた。今後は、社会科の学びが自分の人生や実現したい未来にどうつながるのかを実感させ、学びをより自分事として捉えられる工夫が必要である。

社会科における学びの意義を高める授業実践

東京学芸大学附属世田谷中学校　金城 和秀

1 はじめに

社会科教育において「学ぶ意義」を明確化することは重要であるが、教師が一方的に与える画一的な意義は、学習者の主体性を阻害する恐れがある。本研究では、構成主義的学習観に基づき、生徒が学習過程の中で自ら学ぶ意義を生み出す社会科授業の在り方を考察する。具体的には、①自己と学習内容、②自己と他者、③自己と社会構造の三つの「接続」に着目し、これらが意義生成をどう支えるか実践を通して検証した。

2 理論的背景

生徒が学ぶ意義を見出すには、知識だけでなく「意味」や「価値」も自ら構成する必要がある。社会科における「見方・考え方」の獲得と活用は、単なる手段ではなく、教科を学ぶ意義の中核をなす。本研究では、生徒が自己の経験と結びつけ（即自的レリバンス）、他者との対話で価値の多元性に触れ、社会構造との接続で個別事例を超えた市民性の育成へつながるプロセスを重視した。

3 授業実践（第１学年 地理的分野）

「世界の人々の生活と環境」単元（全９時間）において実践を行った。従来の自然環境決定論的な理解から脱却し、「人間と自然環境との相互依存関係」を中心的な見方・考え方として設定した。

第６時では「エビと環境破壊」を主題とし、日本の消費行動（エビ需要）がインドネシアのマングローブ減少（自然環境）や産業構造の変化（社会的条件）を引き起こしている事象を扱った。生徒は、単なる因果関係ではなく、人間社会の営みと自然・社会的条件の循環的な相互依存関係を考察した。

4 成果と課題

単元後のアンケートでは、「学ぶ意義を感じた」と三つの接続を肯定的に捉えた生徒が多数を占めた。生徒の記述からも、自らの消費行動が世界の環境問題や労働問題と繋がっていることに気づき、よりよい社会に向けた市民的自覚（自己と社会構造の接続）の向上が見られた。

一方で、公開研究会での協議からは課題も浮き彫りになった。マングローブ減少からエシカル消費までを１時間で扱ったため、生徒が自力で葛藤し問いを深めるための「時間的な余白」が不足し、教師による結論への誘導が生じてしまった点である。

5 今後の展望

課題改善に向けて、時間的な単元構成への見直しや、答えのない問いや資料の提示が求められる。本研究で開発した三つの接続による学ぶ意義の生成モデルは、歴史的分野や公民的分野においても適応することは可能であり、今後はこれらの分野でも実践と検証を進めていきたい。

研究課題　「科学とは何か」に迫る理科授業

茨城大学教育学部附属小学校　　栃堀　亮

１　はじめに

本校理科部では、学校研究テーマ「学びの文脈をつくる」に則り、「自然認識や見方・考え方を駆動させる」というテーマのもと、研究を進めている。なお、私たちは、「駆動」について、田村（2018）の主張を援用し、「いつでもどこでも使いこなせるように働く状態」と捉えている。

海外の科学教育に目を転じると、科学の性質（Nature of Science、以下 NOS）に関する理解が科学教育における重要な目標の一つとなっている。なお、NOS とは、「科学とは何か」といった、理科や科学そのものに対する包括的な認識に着目した概念を示しており、「確かな証拠に基づいて考えること」や「新しい発見によって科学の決まりは変わること」などが含まれる。近年、その潮流は、国内の理科教育にも及んでおり、理科ワーキンググループ（2026）の資料において、「科学ガイダンス」の設定が新たに提案されていることからも窺い知れる。仮に、子どもたちが、「科学とは何か」といった NOS の視点を獲得することができれば、その視点の汎用性の高さを生かして、理科授業や実生活といった様々な場面に適用できるようになるはずである。まさに、その状態は、上述した「駆動」に通ずるものである。

以上のような、本校理科部のテーマ及び国内外の動向を受け、筆者らは NOS に関する複数の授業を提案し、それらの効果や課題に言及してきた。そこで本稿では、これまでに行ってきた NOS に関する実践や効果・課題等を整理することで、「科学とは何か」に迫る理科授業の在り方を考察し、今後の「科学ガイダンス」の導入に向けた授業づくりの手がかりを得ることを目的とする。

２　研究の内容

(1)恐竜「オビラプトル」を教材とした実践

「オビラプトル」とは、日本語で「卵泥棒」という意味をもつ。当時、「オビラプトル」は、他の恐竜の卵を盗む恐竜と認識されていたが、70年後の新たな調査によって、誤解であったことが確認された。このような教材を導入することで、NOS の一要素である「科学の暫定性」に関する理解の向上を目指した（栃堀・久保田、2024）。事後調査では、事前調査に比べ有意に得点が高く、実践の効果が確認されたものの、「科学者はなぜ間違いを発表したのか」「科学者が悪い」などの、科学や科学者に対するマイナスイメージを抱く児童が数人見られ、実践上の課題も確認できた。

(2) 絵本「七ひきのねずみ」を題材とした実践

「七ひきのねずみ」とは、Young(1995)によってかかれた絵本であり、池のほとりに現れた不思議なものの正体を、盲目の七ひきのねずみが突き止めるという内容が示されている。栃堀・久保田（2026a）は、当該絵本を用いて「ロールプレイ」や「内省」を導入した授業を開発した。実践の効果が見られた一方で、NOS の適切な理解につながるような議論が十分に行われず、課題が残った。

(3)科学ニュースを題材とした実践

栃堀・久保田（2026b）は、科学ニュースを題材として、「かかしだ」という４つの視点（NOS の視点の一部）を導出・活用するという活動を行った。後日、他教科の振り返りにおいて、自発的に「かかしだ」を用いて記述する児童が複数見られ、まさにこうした姿は、本研究が目指す「駆動」と一致するものと言える。

３　おわりに

NOS に関する理解を深めるには、数回の授業実践で終えてしまうのではなく、年間を通した理科授業の中で継続的に扱っていくことが肝要である。今後は、NOS と各学年の理科単元との関連性を検討し、現行の学習内容における NOS の導入可能性を探るとともに、「科学ガイダンス」における授業構想の具体化を進めていきたい。

【参考・引用文献】

栃堀亮（2026）「科学の性質に関する実践『科学はいつも正しい？』【小学校】」『学習指導要領改訂のゆくえ　理科』、明治図書、58-61.

研究課題　自らの表現から科学的な思考・表現を深める子どもの育成

横浜国立大学附属鎌倉小学校　　小　黒　　貴　洋

１　はじめに

理科の学習では、自然の事物・現象に関わる中で自分なりの予想や考えをもち、それを表現しながら考えを深めていくことが重要である。つまり、自分の考えを表現することは、考えを他者に伝えるだけでなく、自らの思考を可視化し、捉え直すことにつながると考える。

そこで本研究では、多様な方法によって子どもの思考を外化することに着目した。さらに、その表現を教師や友達との対話を通して共有・比較し、実験結果と照らし合わせることで、自分の考えを捉え直し、科学的な思考・表現を深めることを目指す。

２　研究内容

(1) 自らの表現によって考えを外化する

子どもが現象について説明・予測するとき、言葉だけでなく、図や絵、矢印、粒などを用いて、自分がどのように現象を捉えているのかを表現する場を設定する。ここでは、教師が用意した正解となるモデルを提示するのではなく、子どもが自分なりの表現方法を選択できるようにする。表現することによって、子ども自身が自分の考えを客観的に捉え、後の実験や交流において、その考えを見直すための足場となる。

(2) 表現を介して考えをつなぐ

子どもが表現したものを学級の中で共有し、友達の考えと比較する場を設定する。「共通点・差異点はどこか」「どちらの考えが実験で確かめられそうか」など、単に考えを発表するだけでなく、自分の考えを問い直すことを大切にする。教室内の表現を介して、自分にはなかった見方に気付き、考えを修正したり、新たな問いを生み出したりする姿を目指す。

(3) 実験結果をもとに科学的な思考・表現を深める

考察では、得られた結果を自分の予想や表現と照らし合わせる時間を設ける。結果の確認にとどまらず、結果からどのような仕組みや関係が捉えられるのかを考えさせる。例えば、風やゴムの働きについて、物が動いたという事実だけでなく、「力の大きさによって物の動き方が変わる」という関係に着目できるようにする。このように、表現、交流、実験、考察を往還することで、子どもの科学的な思考・表現が深まると考える。

３　実戦の概要　３年「風とゴムの力の働き」

本実践では、３年生理科「風とゴムの力の働き」の学習において、エネルギー概念に関わる子どもの表現に着目した。例えば風で車やプロペラを動かした体験をもとに、目に見えない風の強弱を矢印の数などで表現する姿が見られた（図１）。このような表現には、子どもなりのエネルギー概念の解釈が表れていると捉えることができる。

その解釈をもとに，自らの表現を友達との比較、実験結果と予想時の表現を照らし合わせることで、自分の考えを見直し、修正・再構成する姿が見られた。このような表現、交流、実験、考察を往還する過程を通して、子どもは目に見える車の動きだけでなく、その背景にある，エネルギーの保存や、そのエネルギーの大きさの違いを物の運動を通して捉えるなど、風やゴムの力の働きに関わる科学概念構築を促していくことは可能となった。

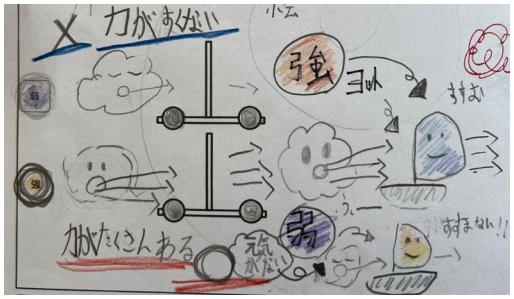


図１　子どもの風の力の働きに関わる図的表現

研究課題　理科授業で考える「自ら学びを共創する生徒の育成」

茨城大学教育学部附属中学校　　横　田　　聡

１　はじめに

本校では研究主題を「自ら学びを共創する生徒の育成」として令和７年度から取り組んでいる。これは、本校の生徒・保護者・教員が考える「これからの社会で必要となる力」についての調査から、自分の考えをしっかりもち、時には自分の考え（学び）を自己調整し、また他者と協働することで、持続可能な社会を創る担い手となれる「自ら学びを共創できる力」を育成していくことを目標と考え、設定した。

２　理科での取組について

(1) 理科で考える「自ら学びを共創する生徒」

研究主題における「共創」の三つの捉え―①生徒自らが十分に考えること、②考えを基に他者と協働すること、③新しい価値を創造すること―を基に、本校理科部では、理科における「自ら学びを共創する力」を「理科の見方・考え方を働かせながら自然事象と関わり、科学的に探究し、協働を通して学びを深めること」と捉えた。そして、「科学的な視点を交わし合うと、世界がもっと深く見える」という主題を設定した。ここでいう「深く見える」とは、理解が深まることに加え、現象を多面的・多角的に捉えることで、これまで見えていなかった構造や関係に気付けるようになることを意味する。

(2) 授業実践

本実践では、中学校第２学年の気象分野を対象として、生徒が有する誤概念を把握し、協働的な学習を通してその修正を図る授業を構成する。そして、より科学的で深い理解を促すことをねらいとする。

①　誤概念の把握

生徒がもつ誤概念を把握するために、雲に関する事前調査を行った（**表１**）。その結果、質問①23.8％、質問②81.0％、質問③52.4％の生徒が、雲の生成や性質に関する科学的理解とは異なる考えを示しており、一定数の生徒が誤概念を保持していることが確認された。

表１　雲に関する事前調査（中学２年生 42 人対象）

①雲は空気の温度がどうなったときにできると思いますか？

ア空気の温度が上がったとき　10 人
イ空気の温度が下がったとき　32 人

②雲はどの状態だと思いますか？

ア固体　６人　　**イ**液体　８人　　**ウ**気体　28 人

③雲を横から見ると、どの形に近いと思いますか？



ア　20 人　　**イ**　19 人　　**ウ**　３人

②　誤概念修正のための協働的な学習

事前調査の誤概念のうち「雲の状態」についての修正を図るための協働的な学習を行った。

①パフォーマンス課題「容器内に霧を発生させる」
②身の回りの水（液体の水・湯気・空気中の水蒸気・雲や霧）の様子を粒子モデルで表す活動

３　成果と課題

協働的な学習を実践して１週間後に、事後調査を行った。さらに、４か月後にも同様の調査問題を実施した（遅延調査）結果を**表２**に示す。

表２　調査ごとの正答率

設問内容	事前調査（12 月）	事後調査（３月）	遅延調査（７月）
①温度	76.2%	83.3%	83.3%
②状態	19.0%	81.0%	64.3%
③形状	47.6%	50.0%	64.3%

事前調査と遅延調査の結果から、全ての質問において正答率が上昇していることがわかる。②「雲の状態」については、事前調査から 45.3％上昇しており、多くの生徒が理解し身に付けたと考えられる。しかし、事後調査の正答率（81.0%）から遅延調査では 16.3%低下しており、正しい概念が身に付かず、誤概念に戻ってしまった生徒がいることがわかる。このような生徒に対し、どのような手立てが有効か検討することが今後の課題である。

研究課題「地質・地形と文化を繋げる探究学習 ～中学２年生『秩父・長瀞』修学旅行～」

東京学芸大学附属小金井中学校　宮口 真木子　西 桃子

１　はじめに

本校では、昭和（ ）年より、埼玉県長瀞町、皆野町、秩父市のエリアを対象とした修学旅行を中学 2 年生で実施している。従来の学習の目的は、中学校第 1 学年理科「大地の成り立ち」の学習を基に、対象地域の地質・地形、化石をもとに秩父地域の成り立ちを理解することであった。しかし、総合の教科としての位置付けを踏まえ、「秩父地方の人々の生活や文化が秩父地方の地質や地形によってどのように育まれてきたのかを主体的に探究し、自然と人の生活との関わりを見出す」という目標に変えて実施している。それにより、理科の地質巡見としての特徴が強かった修学旅行から、理科の学習をベースとした分野横断的な学びを実現できる修学旅行へと変化した。これらの実施に向けた流れ、内容、成果と課題を報告する。

２　事前学習（中学１年１月～）

(1) 生徒の個人研究テーマ設定

生徒は、昨年度の上級生がまとめた事後学習内容の説明を聞いたり、インターネットなどで対象地域の特徴を調べたりしながら、自分の興味のある分野から探究テーマを設定する。主に、以下のような分野に集約されることが多い。

・地質、地形、化石 ・食文化 ・武甲山 ・秩父鉄道信仰 ・秩父銘仙

(2) 基礎学習（中学１年１月～2 年４月）

秩父地域で観察できる岩石や地層には、結晶片岩、スランプ構造など、高校地学で扱う内容の多い。それらの用語を事前に調べ、内容をまとめさせる。

３　現地学習（5 月中旬、2 泊 3 日）

(1) 共通見学地

1・3 日目は、秩父地域の成り立ちを理解するために必要な共通の見学地をクラス別に回る。（長瀞河原の岩石鑑定、美の山展望台からの地形観察、取方大露頭、ようばけ等）

(2) テーマ別見学地

2 日目は、個人研究テーマをもとに共通の分野でまとめられた学習班ごとに、テーマ別見学地を回る。（例：武甲山資料館、犬木の不整合、秩父神社、秩父明仙工場見学、馬場通りインタビュー調査、別所グラウンド化石採集、など）

(3) ホテルでの現地の専門家とのインタビュー

宿泊先ホテルとの連携により、夜の学習では 5～6 名の講師を招き、生徒が自由にインタビューする時間を設定する。（例：修学旅行講師として同行している大学の先生、秩父まるごとジオパーク推進協議会の方、秩父鉄道関係者、皆野の味噌会社の関係者など）

4　事後学習（6 月～9 月）

(1) 個人研究テーマのまとめ

生徒は、現地学習の内容を踏まえて、1 枚のレポートを作成する。

(2) 学習班別パネル作成

A3 サイズのパネル 6 枚をつなぎ合わせた１つのパネルを作成させる。各自のテーマと、秩父地域の地質・地形の特徴とのつながりを見出させ、学習班としてまとめる。一部は宿泊先ホテルに掲示される。

5　成果と課題

成果：生徒はより強い目的意識を持って現地学習に臨むことができるようになった。また、地質・地形の成り立ちが、人々の生活や文化と深くつながることを学習を通して実感している。

課題：理科では、観察・実験で得られた事実をもとに考察することが重要である。現地学習の調査方法・結果があらゆるテーマの探究を保証できるように、学習全体をデザインすることが毎年の課題である。

研究主題　持続可能な社会の担い手としての「思い」を深める授業の探求

宇都宮大学共同教育学部附属小学校　　渡　邉　　菜　都　美

１　はじめに

本校の家庭科教育では、持続可能な社会に向けて、自分の生活を見つめ、生活をよりよくしようと工夫する子供の育成を目指している。体験的・実践的な活動を通して生活の問題や課題に気付き、「自分だったらこうしたい」という「思い」をもって試行錯誤し、課題解決につなげる学びを大切にしている。

５年生の手縫いを題材に研究を行った。題材を通して得た視点と、「こんなものを作りたい」「こんなふうに修繕したい」という自分の「思い」をつなぎ、目的に応じた縫い方を選択しながら、よりよい生活の実現に向けて工夫できるようにした。

２　題材における学びのつながり

まず、基本的な縫い方を習得するため、コインケースを製作した。その後、複数の縫い方を比べることで、縫う場所や目的によって縫い方を選ぶ必要があることに気付かせ、その視点をワークシートに蓄積した。

次に、フェルトを用いた小物の製作では、「丈夫にしたい」「見た目よく仕上げたい」などの思いと縫い方の特徴を結び付け、作品に合った縫い方を考えた。試し縫いや友達との交流を通して視点を広げ、実生活の課題解決へと学びをつないだ。

３　研究授業の実際

本時は「状態に合ったぬい方を選び、修繕計画にまとめよう」を題目とし、修繕する物の状態に適した縫い方を考え、計画にまとめることをねらいとした。

これまでの活動で得た視点を振り返り、修繕する物の状態と結び付けた。その後、試し布やボタンを使って複数の縫い方を比較し、実際に試した結果を根拠として縫い方を選択できるようにした。また、修繕する物の状態が近い子供同士で交流し、自分の選択を見直したり、新たな視点を得たりする場を設定した。

４　成果と課題

試し縫い活動を取り入れたことで、子供は自分の思いと縫い方の特徴を関連付け、試した結果を根拠に縫い方を選択することができた。また、自信をもって縫うことにもつながり、意欲的に活動する姿が見られた。ICT の活用として縫い方の手本動画を作成したところ、縫う場面だけでなく計画作成時にも活用する姿が見られ、必要な場面で使える教材の有効性が示された。今後は、教材を提示する場面や方法を検討していきたい。

５　おわりに

本題材を通して、子供は手縫いの技能を身に付けるだけでなく、自身の思いを実現するために、目的や状態に応じて縫い方を選択することができた。製作から修繕へと学びをつなげることで、学習したことを実生活に生かし、生活をよりよくしようとする姿につながった。

今後も、視点と「思い」をつなぎ、試行錯誤や交流を通して実生活の課題解決へ向かう学びを大切にしていきたい。

研究課題　持続可能な社会と衣生活の関連

お茶の水女子大学附属小学校　　築　地　　晶　子

１　はじめに

本校では、現代的課題として家庭科での扱いも重視される「持続可能な社会」について、本学附属学校園と共同してフードドライブを実施する等、その取り組みを長く続けている。一方、ポストSDGsとしてSWGs（持続可能な幸福目標）への移行が注目され、Well-BeingはSDGsを包含したより広い概念とされる。

これらのことから本校では、持続可能な社会の先にWell-Beingがあることを念頭に置き、長年の実践を生かしながら、子どもたちの暮らしのWell-Beingを目指し、持続可能な社会の構築に貢献できる家庭科の在り方について考えたい。

２　持続可能な社会との関連を図る試み

(1) 社会と繋がる具体的な取り組み

持続可能な社会の実現にむけた具体的経験から、社会との繋がりを実感できるようにする。



本学 SDGs 推進研究所の協力で、フードドライブの仕組みや回収食品のその後、本学フードドライブのキーワードを学び理解を深める。炊飯実習ではおにぎりを作り、「おにぎりアクション」に参加する。活動の輪を広げるために、附属学校園にも呼びかけ、より多くの写真を集めることにも取り組んでいる。

(2) 家庭科におけるプロジェクト型活動

家庭科で取り組むプロジェクト型活動を行う。プロジェクトテーマに家庭科の学習と、持続可能な社会に関するものの両方を含むことを条件とし、各自の関心や課題意識に沿った探究的な取り組みを行う。テーマや活動計画を自ら立て、主体的な取り組みになるようにする。

(3) 感覚を豊かにすること

【食の感覚を豊かにすること】比較や実験場面を繰り返し設定することで、調理への科学的アプローチを実施する。「味覚教育」（1975）を参考に、子どもの味覚の閾値評価や識別判定ではなく、何を感じているかを自ら認識することで、自分自身を理解することねらう。さらに、感じたことを語り合い、互いの理解を深め関係性を育むことに繋げたい。子どもたちは、より繊細な調理に関心を高め、食への意識や価値観を磨く。自分の食事を改めて見つめ、食生活の在り方や選択が環境に影響を与えると知り、自分と社会や世界が食を通して繋がっていることを認識し、生活の営みにおける各自の行動をより良く取捨選択する姿に繋げられるようにする。



【衣の感覚を豊かにすること】繊維製品は、大量生産・大量消費・大量廃棄から脱却し、循環経済を実現することが不可欠だと言われる。そこで、衣服の環境・循環意識を高めるため、まず布の素材について学習する。かつて動植物を原料にしていた多くの布も、石油を原料とすることで類似素材が作られるようになることを理解する。布製品の多くは石油から作られていることを実感する目的で、ペットボトルから綿を作る実験に取り組む。この体験を、その後の製作実習に繋げる。



３　おわりに

本校では、持続可能な社会との関連について令和５・６年度は食生活中心に、令和７・８年度は衣生活を加え研究している。持続可能な社会を生きることを、子どもたちが“自分ごと”にするためには、トピックではなく持続性や発展性が求められる。今後も各題材との関連に挑戦し、よりよいカリキュラムづくりを目指す。

研究課題　「水田稲作学習」を通した思考力を育成する授業デザイン

筑波大学附属駒場中学校・高等学校　　渡　邉　隆　昌

１　はじめに

体験学習から探究学習につなげる学習プロセスを実際の授業に位置づけ、その過程における思考力の育成について考察する。本研究では、本校の特色ある実践である「水田稲作学習」を通して、実地での体験学習を基盤としながらデータ活用などの探究的な学びへとつなげるための授業の仕掛けや工夫を明らかにし、これからの授業デザインの一助としたい。

２　水田稲作学習の教育実践

(1) 総合的な学習・探究の時間での教育実践

水田稲作学習は中学１年生および高校１年生の総合学習の中で取り扱われている。種まきから収穫までの全工程を生徒自らの手で行い、農の営みや文化の継承を学ぶ機会となっている。都内では珍しく、中学生123名および高校生164名の生徒が活動できる大きな圃場も備えている。水田稲作学習は、体験学習として高い教育効果が期待でき、協働的な学びとしての側面も含まれた活動である。

(2) 中学「生物育成の技術」での教育実践

技術・家庭（技術分野）の「生物育成の技術」の項目で水田稲作学習を結び付けている。具体的には生物育成に必要となる土、水、光、肥料について理論的に学び、実際の活動につなげている。また、各クラスの圃場や水田の概要を学び、全体像を知ることを求めている。体験でしか得られなかった内容を、構造的に理解させるように指導方法を工夫している。

(3) 高等学校「生命科学」での教育実践

高校理科「生命科学」の授業では、水田稲作に関わるデータを取得し、考察・比較・検証している。例えば、圃場で育てたイネを抜き取り、バケツ稲との根の比較を行っている。また、高校理科「課題研究（生物）」では、水田の環境ウイルスの特徴を調べるため、水の流れや土の乾燥状況を比較している。水田をフィールドとして、高校生の着眼点を生かした研究テーマが多く、様々な研究が生み出されている。

３　思考力を育成する授業デザイン

以上の取り組みを踏まえ、学びの段階を考慮した授業の仕掛けをまとめる。

(1) 実地の知識を経たうえで思考させる。例えば、土の硬さ、周辺の環境、水の流れ、雑草や生き物など、現場での感覚的な経験を思考の材料にする。

(2) 異なる条件・事例を比較する。幾つかの事例をあげ、状況に応じた取り組みを紹介し、違いに気づき、根拠を探すことが考えられる。例えば、生徒が活用する水田と谷津田、棚田を比較させるなどが考えられる。

(3) データを活用する。数値的な情報をもとに考察する。ただし、初めからデータを活用するのではなく、実感から仮設、データによる検証の流れが良いと考えられる。

４　生成 AI を取り入れた探究的な学び

思考力を育成するために生成 AI は異なる考え方を提示したり、自分の考えに対して助言を与えたりする。特に様々な条件・事例に基づく助言は、これまで学校教育の中では得ることのなかった視点を与えるものである。体験や自ら取得したデータを基盤にした活用こそが探究的な学びにつながると考える。

５　まとめ

実地で得た実感を基盤として、多様な条件や事例から学びを深め、データを比較・検証し、自分の考えを再構成していくことが、思考力育成のための授業デザインとして考えられる。また、必要に応じて生成 AI から異なる視点を得ながら、探究的に学ぶことも、思考力の育成につながる。学びの段階に応じて、検証の機会を意図的に設定することが有効である。

研究課題　持続可能な社会の担い手としての「思い」を深める授業の探求

宇都宮大学共同教育学部附属中学校　　糀　谷　隆　雄

１　はじめに

現行学習指導要領では「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられ，ESD の実現が学校教育全体の課題となっている。技術・家庭科は，持続可能な社会の具体化に向けた内容を，生徒自身の日常生活や地域社会を通した学びから展開できる教科であり，生活や社会を「よりよくしていこう」とする力の育成につながる。本プロジェクトでは，第１期・第２期のテーマ「持続可能な社会の担い手としての子供の育成」の方向性を維持しつつ，子供一人ひとりのウェルビーイングの向上が家族や地域，社会に広がることを実感できる授業の探求を目的として本テーマを設定した。

２　研究の概要

(1) 目指す生徒像（技術分野）

持続可能な社会の担い手として，いかなる状況にも対応できることが大切と捉え、「自身の生活を豊かにするために必要なモノを構想し，創造する」を目指す生徒像とした。

(2) 育成する資質・能力

連携プロジェクト全体で目指す「学びをつなげる力」「かかわり合う力」「やり遂げようとする力」の３つの力を，実生活とのつながりを重視した課題設定，価値の違いを前提とした対話，チームで協働する実習・実験を通して育成することとした。

３　第１年次の実践（技術分野）

(1) 研究の目的・方法

これまでの研究では，エネルギーミックスから持続可能な社会を意識させる取り組みを行った。太陽光発電や風力発電が環境問題を解決すると考える生徒が多いが，持続可能な社会を考えると，様々なメリット・デメリットを長期的に考える必要がある。こうしたことを、教員自作のカードゲーム教材を通して、持続可能な社会の構築のために，多面的に考えなければならないことを学習した。

今回は、電気エネルギーの利用を実験や製作を通して意識させ，持続可能な社会をつくる一員としての意識や態度をもつ生徒の育成を目指した。特に，節電方法を検討させると「テレビのコンセントを元から抜く」や，「蛍光灯を１本消す」等，生活を不便にしながらも節電効果があまり期待できない方法が広く伝わっている。こうした，偏った知識を払拭し，正しい電気エネルギーの利用に関する知識を得ることと、自らの生活への課題意識がもてる「問い」を検討することとした。

(2) 授業実践

ア　小題材名　「家庭内で，節電効果の高い取り組みは何だろうか」

イ　授業の概要

導入では，電気代の高騰への課題意識をもたせ，節電方法の基礎知識を確認した。展開では，ワークシートを活用して生徒自身が考える節電方法や消費電力の高い家電を予想させ（個別学習），グループでの消費電力の調査と予想との比較を通して，消費電力の大きい家電の特徴と節電方法を考察させた（協働学習）。さらに，電気エネルギーが「熱，光，音，動力，信号」のどれに変換されているかを確認させ，消費電力とエネルギー変換との関係に気付かせた。特に、「熱や動力に関連するものは消費電力が大きく，短時間使用時間を減らすだけでも，大きな節電効果がある」ことに大半の生徒が気づき目的を達成することができた。文化的な生活の水準を維持しつつ節電する態度につなげることができた。

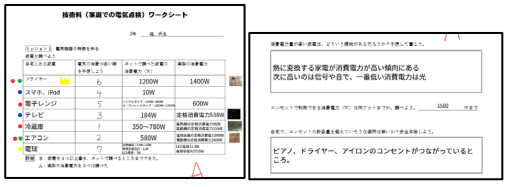


図１　実施したワークシート

４　成果と今後の展望

持続可能な社会の担い手を育成する授業として、一定の効果が得られた。今後は，システムの自動化や AI の利用など，小学校プログラミング教育・高等学校教科情報との学びの系統性を視野に入れ，実践を深めていきたい。

研究課題　企業と連携して創る「たけのこタイム」

東京学芸大学附属竹早小学校　　平　山　秀　人

１　学習活動の背景

文部科学省から教育課程特例校の指定を受け、本校で研究を進めている「自己実現活動」は、子どもの主体的で協同的な姿勢や態度を高めることを目標の一つとする学習活動の総称である。自己実現活動は大きく“個の興味・関心を追究する活動”、“「学級や学年で共通のテーマを追究する活動”の２タイプに分けられる。

本校で年間 12 回実施している「たけのこタイム」は前者にあたる活動である。いわゆるクラブ活動のように既存の活動を選択・参加するのではなく、子どもが自ら追究したい活動を企画・提案し、それに共感する仲間が集まって 100 分間の活動を創っていく形をとっている。

一方、竹早小学校を含む竹早地区では、30 年来続く幼小中連携研究をベースに、令和 2 年度より「未来の学校みんなで創ろう。PROJECT」と題した産官学連携研究を進めてきた。学習活動に留まらず、学校の環境やシステムの改革までを視野に入れた研究では、一般企業との連携・協働が大きな役割を果たしている。研究を通してお互いの理解を深める中で、一部の企業の方々は、普段の竹早小学校の取り組みにも関心を向けてくださり、「たけのこタイム」の活動にも外部協力者として携わるようになった。

以下では、企業と連携して創ることができた「たけのこタイム」の活動から、（株）アバロンテクノロジーズの開発した教育向け 3D-CAD ソフト「作ってみよう」と 3D プリンターを用いた活動について、その実際を紹介したい。

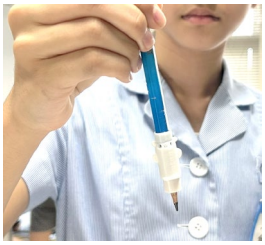
２　企業と連携して創る「たけのこタイム」

7 月までの「たけのこタイム」は、子どもが探究したいと思う活動を試し、視野を拡げることをねらいに置いている。元々、子ども達が学びの深い活動を体験することを目的に、教師側からの活動提案・実施を行っていたが、昨年度はそこに企業の方々にも参加してもらうようにした。3D-CAD ソフトを用いた活動では、子ども達はまず 3D プリンターの意義と特性を学んでから、「作ってみよう」のソフトの使い方を実践形式で覚えていった。オリジナルのネームプレートをデータ作成・プリントアウトする所まで経験し、7 月までの活動は終わっている。

9 月からのたけのこタイムは、子ども達が提案した活動を 3 回連続で行い、学びを深めていく。その際、子ども側から『3D プリンターと「作ってみよう」を使えないか』と打診があり、企業側に依頼を行った。参加した 6 名の子どもで話し合いを行った結果、自分だけの鉛筆キャップを作ることを目標とすることになり、企業の方々と担当教員とでその支援にあたった。

鉛筆キャップを作る際には、普段使っている鉛筆の直径を測り、ぴったりはまる仮リングの作成から始めると良いことをご助言頂いた。また、子どもの考える機能やデザインを具体化するためのアドバイスも、個別に行って頂いた。転がりにくいキャップ、外さなくても書ける構造のキャップなど、子ども達は自分のアイデアを実現し、形にできたことに満足そうな笑顔を見せていた。11 月には、校内の文化祭的行事内で、完成した鉛筆キャップの展示ブースも設置し、成果を発表することができた。





３　おわりに

教師の教材研究だけではカバーできない、子どもの探究意欲を支える意味で、企業との連携は大きな価値をもつと考える。学校側と企業側、どちらにとっても利のあるような、持続可能な連携の形を模索していくことが課題である。

研究課題　児童の自治的・自発的な活動を促す人権教育の取組

山梨大学教育学部附属小学校　　黒　瀬　　貴　広

１　はじめに

変化の激しい社会において、子供たちには、集団の一員として生活上の課題を自ら見いだし、互いの考えや立場を尊重しながら話し合い、よりよい解決に向けて合意形成し、実践していく自治的能力が求められている。自治的能力とは、単に決められたことに従うのではなく、多様な他者と協働しながら、自分たちでよりよい生活をつくっていく力のことを指している。特に、いじめをはじめとする人権に関わる問題については、教師からの指導のみならず、子供たちが課題を自ら発見し、その解決に向けて主体的に参画していく態度が重要となる。そこで、本校では、こうした自治的能力の育成に向けた取組として児童会を中心とした「いじめストップ集会」を実施した。本提案では、この取組について紹介し、自治的・自発的な活動を促す人権教育の在り方について提起を行う。

２　「いじめストップ集会」とは

(1) 取組の概要

いじめストップ集会は、大きく分けて以下の４つの流れを踏まえて実施した。

①児童会役員で集会の企画を構想する。
②第一回いじめストップ集会を開催し、全校で事例を踏まえながらいじめの定義を確認すると共に、いじめをなくす意志の共有を行う。
③全校集会を踏まえ、各学級でいじめをなくすための具体的な取組について話し合い、決めたことを約２か月間実行する。
④異学年で構成された縦割りチームに分かれ第二回いじめストップ集会を開催し、これまでの取組の振り返りと今後もいじめをなくすために大切なことについて話し合いを行う。

(2) 取組の特徴

①一連の過程を重視した取組

特別活動において重要なのは、話し合いの機会を保障することにとどまらず、自分たちで課題を発見し、解決に向けて話し合い、決めたことを実践し、振り返るという一連の過程にある。本取組は、児童会役員がリーダーシップを発揮しながら、各学級で決めた具体的な取組を約２か月間にわたって実施している。また、各学級で取り組んだことを振り返る機会を保障することで、自分たちの人間関係や学校生活をよりよくしていこうというスパイラルが生まれる。

②多様な関わりの中での人権教育

本取組は、全校集会、学級単位での実践、異学年の縦割りチームでの話し合いという、多様な集団構成の中で活動を展開している。特に第二回いじめストップ集会は異学年の縦割りチームで考えを交流することで、いじめの問題を多様な立場から捉え直すと同時に、学校全体で人間関係を支え合う環境がつくられていった。いじめに対する共通認識を持ちつつ、多様な関わりの中でいじめをなくしていこうという意志が培われた。

(3) 取組の成果と今後の課題

本取組を通して、子供たちは、いじめを自分たちの学校生活に関わる課題として捉え、仲間と話し合いながら、よりよい人間関係をつくるために行動する姿を見せるようになった。また、各学級での実践や異学年での交流を通して、学校全体でいじめをなくしていこうとする意識の広がりも見られた。こうした姿から、子供自身が課題を見いだし、話し合い、実践し、振り返る一連の過程を保障することが、自治的・自発的な態度の育成につながると考える。今後は、こうした取組を日常の学校生活でも継続し、一人一人の主体的な行動へつなげていくことが課題である。

研究課題　主体性をベースにした特別活動・教育実践

東京学芸大学附属竹早中学校　　荻野　聡

１　本校の教育上の特色

竹早中学校および、竹早地区の幼小中校園では、30 年以上にわたって幼小中連携教育を実践してきている。三校種が連携する際、教育観の軸をどこに置くかで議論することから連携研究は始まった。子どもが発達段階において見せる姿が異なるのは言うまでもない。必然、その教育観や指導論についても各校種で異なり、そのすり合わせは容易ではなかったと推察される。詳しくは荻野（2025）※1にまとめているが、それぞれの校種で核となる教育観として抽出されたのが「主体性」であった。

いわば竹早地区の幼小中で蓄積されてきた教育実践の共通項として最も自然な形で納得されたのが「主体性」という概念であったと言える。竹早地区では「主体性」を「子どもがよりよく生きるために、自分（あるいは集団）の願いに基づき、自らの意思・判断で行動しようとする姿勢や態度」と定義している。鈴木（2015）※2によれば、竹早地区における「主体性」の特徴は、「主体」を「個」と「集団」の両義性からとらえている点にある。すなわち生活・学習を行う主体としての子どもを単独で切り出すのではなく、集団の中に存在する個、集団があって存在する個として学習者の主体をとらえていくことである。以下、本校での特別活動の実態と今後の展望について述べる。

２　生徒主体の生徒会組織・学校行事

(1) 生徒会組織

本校では生徒会本部役員に加えて各委員会の長と総務委員（学級委員に相当）で構成される中央委員会が生徒会活動の中核を担っている。予算請求や活動内容、委員会の統廃合等についても議論される。中央委員会で承認された議案が生徒総会で承認を得るという流れをとっている。生徒の主体的な意志決定を実現しやすく反映しやすい仕組みと言える。

(2) 校外学習

本校では校外学習（宿泊行事）として一学年は菅平高原、二学年は大田原、三学年は奈良・京都を訪れる。

校外学習に向けて実行委員会（校外学習委員会）を立ち上げ、生活のルール作り、活動内容の企画・運営、班決めなど、生徒主体で行事を作れるように準備を進める。担当教員と校外学習委員で提案骨子を作り、そこから各クラスに提案を下ろしていく形で企画・運営を行う。

(3)運動会・ 文化研究発表会

二大行事と言える運動会と文化研究発表会は、ともに生徒による実行委員会が作られ、その企画・運営にあたる。かつてはは特別委員会という扱いだったが、2020 年からは正式な委員会に格上げされ、生徒会組織の中に位置づくこととなった。それぞれに指導部教員から担当者が就き、委員会指導とともにそれぞれの行事を順次更新している。

３　特別活動と新たな取り組みの連関

竹早Ｄプロジェクトは、2021 年度から研究部主導ではじまった課外活動である。「生徒の願いを形にする」ことを目指して「Dream、Decide、Develop」をコンセプトに、有志生徒がプロジェクトを立ち上げ、年間を通じて活動する。

有志による課外活動の扱いのＤプロジェクトであるが、次第に文化研究発表会で発表するようになったり、生徒会の活動と連携して学校生活の改善に取り組もうとしたり、キャリア教育とつながったりと活動の幅が拡がりつつある。生徒の「主体性」を顕現させる場となるＤプロジェクト等の取り組みを媒介として、特別活動との横断的な連携をさらに図っていくことを目指している。

※１『未来を拓く教育実践学研究　第９号』ｐｐ81～90

※２「竹早地区幼小中連携研究における主体性の定義の再考」（鈴木一成　2015）

研究課題　自律的な生活態度を育む学級活動の展開 ～生成 AI のルールづくりを題材として～

山梨大学教育学部附属中学校　野出　拓海

１　はじめに

生成 AI（以下 AI）の普及を受け、文部科学省のガイドラインは「人間中心の原則」に基づき、最後は人間が判断し責任を持つ姿勢を求めている。しかし、中学生は情報の真偽や著作権への不安と利便性の間で葛藤しており、AI の使用について「管理」を目的とした指導では社会参画に必要な自治的能力を育むことは困難である。学級活動の内容（1）は、生徒が生活上の諸問題を自治的に解決し、合意形成する場である。

以上のことより、本研究では、AI の仕組みを科学的に理解した上で「マイルール」を合意形成する活動を通し、生徒を情報の消費者から「責任ある活用者」へと変容させ、特別活動の目標である自律的な生活態度を育成することを目的とする。

２　研究の内容

(1) 実践した題材の概要

本題材は、AI の仕組みの理解と、それに基づく自治的なルール作りの 2 時間構成とした。

第 1 時は「総合的な学習の時間」とし、AI が意味を理解せず確率で言葉を選んでいる仕組みを科学的に理解させる。また、実習を通しハルシネーションや情報の不確かさを体験し、AI は「責任を取らない無責任な発言者」であることを学ぶ。第 2 時は「学級活動」として、「人間中心の原則」を基盤に、利用ルールを議論した。生徒は「責任」「情報の真偽（ファクトチェック）」「著作権と倫理」の 3 視点から利便性とリスクについて検討し、合意形成を経て、「学級マイルール」を策定する。

(2) 実践授業について

ア　日時　令和 8 年 7 月 9 日

イ　対象　中学校 2 年生 34 名

ウ　実践の概要

第 2 時では、AI を普段どのように活用しているかを問い、自分の生活を振りかえらせた。そこから、「自分の書いた文章を AI に直してもらったものは自分の実力といえるか」といった身近な事象について、意見をバタフライチャートにまとめ、内在化させた。その後、AI を活用して書いた小説が芥川賞を受賞した経緯から、「ルールの中で使用することの大切さ」を共有した。最後に、3 つの視点を提示し、学級でルール作りを行った。作成されたルールは、「最終的には使用した本人が責任を持ち、AI を使用した場合は公表する」「出典を確かにして、たくさんの情報から情報の真偽を確実にする」「AI を使用する際にはコンクール等のルールを確認し、自分の実力を十分発揮したものをもとにして作品を執筆・作成する」である。

３　研究のまとめ

(1) 事前・事後アンケートによる生徒の変容

事前調査では AI 出力を信頼していた生徒が、事後にはファクトチェックを社会的な「責任」と捉えるよう変容した。これはハルシネーションのリスクを自分事として考え、「人間中心の原則」が内面化した結果だと考える。また、全員が学級ルールの必要性を肯定し、AI を「アドバイス程度」に留めるなど、自己の成長のために距離を自ら制御する「自律的な生活態度」が見られた。合意形成の過程で公平性や著作権の視点から意見を深めたエピソードも多く、対話のプロセスが肯定的な影響を与えたことが裏付けられた。

(2) 研究の総括

仕組みの科学的理解と対話の場を重視した授業構成により、生活上の課題を見出し、自分事として捉えなおすことができた。つまり、AI を「自律的に制御すべき道具」へと再定義させた。以上のことより、本実践は、AI を題材にしながら、学級活動の本質である「自分たちの生活をよりよくしていく自治的能力」を育む有効なモデルであると考える。

研究課題　荘生活の体験を系統的に深めていく青空活動

東京学芸大学附属小金井小学校　蒲生　友作

１　はじめに

東京学芸大学附属小金井小学校では、第３学年から宿泊生活として「荘生活」と呼ばれる体験学習を重ねていく。その中で、総合的な学習の時間の単元として「青空活動」がある。これは児童一人一人がもっている興味・関心を大切にして、主に長野県茅野市で宿泊する一宇荘生活において体験学習や調べ学習をすすめていくものである。

この単元は４，５，６年と系統的に行う。このことで、課題を統一して追究する児童は学年が上がるごとに探究活動がより深まったり、様々な視点から毎年課題を変えて探究して、多面的に学びを深めたりしていくことができる。

２　単元計画

(1) 課題設定　計画

はじめに自分自身が探究したい課題を設定して活動計画を立てる。第６学年の例としては、「小学校のある東京都と長野県茅野市では植物の種類にどのような違いがあるのか」、「学校と長野県一宇荘の土の中にいる微生物について調べてみる」など、多様な課題が設定される。また、５年生では５月に荘生活に向かうが６年生では９月に向かう。時期の違いを考えて５月と９月では一宇荘近くの植物はどのような変化があるか、学校で咲いている花の違いと合わせて系統的に課題を設定している児童もいた。

(2) 長野県茅野市での体験学習や調べ学習

長野県茅野市にある一宇荘生活では、到着した日の午後と４日目に青空活動として、個々の探究活動を行う。安全管理として、児童は共通の課題をもったグループで体験活動を行うこと、教員は各地点において指導を行ったり、一宇荘を本部として無線を使って連絡を取り合ったりして対応する。植物や魚、昆虫などの生き物について調べたり、岩石などを調べたりする活動を行っていく。

(3) まとめ・発表

荘生活から戻ってきた後、パワーポイントなどに調べたことや考察したことなどをまとめて児童同士や保護者に向けて発表を行う。

３　実践例

(1)一宇荘において５月と９月では咲いている花にどのような違いがあるのか

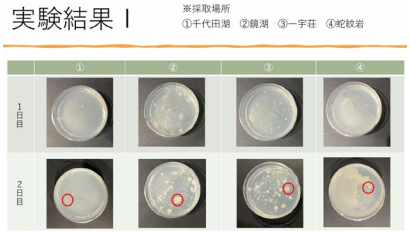
５年生の時にはツルニチニチソウなどの花が咲いていたが、９月になるとゲンノショウコ（図１）など５月には咲いていなかった花が見られた。



図１　ゲンノショウコ

(2)一宇荘周辺の土の中の微生物について

一宇荘周辺の土を採取して、微生物の培養を行い、どのようになるのか調べた。



（図２　培養の実験結果）

培養したところ各地点の微生物について違いが見られた。４年生のときは同じ実験をして失敗したが、５，６年生では成功してよかった。

４　さらなる探究に向けて

本校では今年度より、次期学習指導要領で導入が検討されている「調整授業時数制度」を先行的に実施する「サキドリ研究校」として取り組んでいる。調整時数として生み出された時間で、荘生活にいて、さらなる体験学習、探究の充実を図り、第５学年では草木染体験に今年度取り組んだ（図３）。児童個々の興味関心を大切にした体験的な探究活動について、今後も実践を進めていく。



図３　草木染の様子

研究課題　材と向き合い続ける個
～生活総合科における子どもの姿から～

横浜国立大学附属横浜小学校　　野口　由佳



１　はじめに

本校では「材と向き合い続ける個」を研究テーマに置き２年目となる。今年度は文科省教育課程柔軟化サキドリ研究開発指定校を受け新設教科「生活総合科」を低学年の学びの中心に据え、授業研究を重ねてきている。

２　生活総合科での学び





（１）生活総合科がめざす子どもの姿

生活総合科は、個々の興味を出発として、叶えたいことに向かって追究していく学びである。「プールの端までスーッと動く船をつくりたい」と船づくりをする子どももいれば「長く回るコマをつくりたい」とコマを回して追究し続ける子どももいる。個々の興味によって向き合う対象が異なるため、教師の見取りと支援に時間がかかるが、個々が真に追究したいことは一人一人違って当然である。そして個々が向き合う対象が本当に興味のあることであるとき、子どもの学びは深まりを見せる。そこで、めざしたい姿として、自分で決める姿、人とかかわり合う姿の２つを置いている。前者は学びを進める上で何かを決めるとき、単純に選択するだけでなく、よく思考し根拠をもって決める姿である。後者は、向き合う対象が異なっても他者と励まし合ったり分かり合ったりしてかかわりを大切にする姿である。お互いの研究を分かり合い、影響し合いながら学びを深めていく。

（２）生活総合科における３つのかかわり

生活総合科において、個が対象と向き合い追究していく上で、個と材とのかかわり、個と他者とのかかわり、個と学びの風土とのかかわりが欠かせないと考えている。この３つのかかわりの中で個の追究が深まっていく。まず、材とのかかわりについては、「好き」に向き合うことから始まる。しゃぼん玉、スライムづくり、お話づくり、など様々なことをやってみる中で自分にとって好きなことであるかそうでないかに気付いていく。そうして、だんだんと自分が「好き」なことが一つに定まってくると「好き」を醸成する姿が見られる。何度もかかわる中で、対象のどこがどのように好きなのかがわかってくるのである。その中で「こんなふうにしたい」という思いが生まれ、実現に向けて試行錯誤が始まる。こうして材とのかかわりを深めていく姿が見られる。

次に、個と他者とのかかわりについては、別の対象に向き合っていても、同じ空間でこだわりをもって追究し続ける他者とお互いを分かり合う姿が見られる。成功を称え合ったり、お互いの研究に興味をもったり、「前のときより叶えたいことに近づいてきたね」と相手の研究の経緯をよく理解していたりする中で、影響し合いながら学びを進めていく姿が見られている。

最後に、学びの風土とのかかわりについて、学びの風土とは、子ども一人一人の体験をもとに、全体で共有された学び方や理念（例えば「思いを叶えるには何かを変えて工夫して試すとよい」「絵や表に表すと次に試したいことがわかりやすい」など）が多くの子どもの姿として表れたり、時間とともに醸成されたりしたもののことである。これらが共有され価値として浸透して学びの風土となると、風土に影響を受けたり個々が風土の作り手となったりして、個と材とのかかわりは一層深みを増してくる。

３　今後の課題

３つのかかわりを大切にしながら個が学びを深めていけるためには教師の見取りをもとにした一人一人の追究の見通しが欠かせない。これからさらに見取りの精度を上げ、教職員一丸となって授業デザインを行いたいと考えている。

研究課題　独自領域「国際教養」と SSH 文理融合による研究開発

東京学芸大学附属国際中等教育学校　　菅　原　幹　雄

１　はじめに

本校は平成 19 年開校の 6 年一貫の中等教育学校であり、平成 22 年に MYP、平成 27 年に DP の認定を受けている。開校以来、「育てたい生徒像」を実現するカリキュラムとして「国際教養」という独自の学習領域を 6 年間の体系として育ててきた。令和 6 年度には SSH 第Ⅲ期に「文理融合基礎枠・実践型」として指定され、その新たな文脈のもとで「国際教養」の研究開発を進めている。本発表では、その形成の過程と、今年度進めている整理の途中経過を報告する。

２　独自の学習領域「国際教養」の形成

(1) 「育てたい生徒像」と三本柱

本校は「現代的な課題を読み解く力」「対話を通して人との関係を作り出す力」等を備えた生徒像を掲げる。これを教科の枠を超えて担うため、教科ではなく「学習領域」として国際教養を設定し、国際理解・人間理解・理数探究の三本柱を置いた。三本柱は諸課題を捉える三つの視点であり、内容を構成する視点でもある。

(2) 6 年間の体系と教育課程上の運用

ワークキャンプ（1 年富士・3 年沖縄・5 年海外）、国際教養講座、パーソナルプロジェクト（PP）、課題探究、Social Action 等を、基礎期（1・2 年）・充実期（3・4 年）・発展期（5・6 年）の三段階で体系化している。教育課程上は総合的な学習（探究）の時間・特別活動・学校設定科目を組み合わせ、学習指導要領の枠内で独自領域を成立させている。前期課程には三本柱に対応する国際教養講座（アンケート入門・哲学対話・コバルト会議等）を置いている。

(3) 積み上げの中で残された課題

一方で、各実践が担当者の力量に依存し、担当が替わっても同じ意図と質で実施するための構造化が十分でないこと、活動相互の接続とスキル・Agency の育成への寄与が可視化されていないことが課題として残った。この課題認識が、今年度の整理の出発点である。

３　SSH 文理融合の文脈による研究開発

(1) 研究開発課題と検証の枠組み

第Ⅲ期の研究開発課題は「IB の教育原理を活かした文理融合教育による、科学的コンピテンシーを備えた“Agents of Change”の育成」である。仮説の一つに国際教養が位置づけられ、独自領域そのものが検証の対象となった。

(2) 今年度の整理①　活動を ATL で捉え直す

6 年間の全活動を、IB の ATL スキル（コミュニケーション・社会性・自己管理・情報リテラシー・思考）で整理する作業を進めている。ATL を「can do」、Agency を「will do／choose to do」と区別し、各活動をスキルを育成する環境要因として位置づけた。

(3) 今年度の整理②　MYP Passport

Agency は意図性・見通し・自己調整・自己省察に協働を加えた五つの要素で捉え、環境要因と個人的要因の相互作用の中で発揮されるものとした。今年度導入した MYP Passport と振り返りフォームにより、生徒自身の記述を継続的に蓄積し、見取りの資料としている。

(4) 実践事例　起点と転換点

1 年の富士ワークキャンプは、三本柱の視点から問いを立て、全員が「まなびの森」で一次データの収集から分析・表現までを経験する。4 年 2 学期には、理数科が開発し学年団が実施するデータサイエンス講座を新設し、PP の主観的な解釈からデータに基づく解釈への転換を図った。前者の事後アンケートでは、探究の過程を理解できたとする回答が 97.1%であった。

(5) 成果と今後の課題

国際教養 6 年一貫の活動と ATL の対応の可視化が進み、探究の起点と転換点の双方に文理融合的な学習が具体化した。一方、整理は暫定版であり検証はこれからである。当日はこの途中経過を含めて、生徒の実態を交えて報告したい。

研究課題　興味関心を基にした探究を支援するカリキュラムの設計

横浜国立大学附属横浜中学校　　松　浦　　和　輝

１　問題の所在

本校では，平成 11 年度より総合的な学習の時間において，生徒による個人探究活動（呼称：TOFY＝Time Of Fuzoku Yokohama）を行っている。現在に至るまで幾度もカリキュラムの見直しが行われ，現在は２年生前期にテーマ設定を行い，２年生後期から３年生前期にかけての１年間で個人探究を行う。

令和６年度までの課題設定の過程では，１年間で解決できる具体的な探究課題を設定し，活動の見通しまで含めて決定していた。例えば，10 月までに文献調査で何を明らかにし，11 月にインタビュー調査を行い，２月に検証を行うといった計画である。

この方法では，設定した探究課題が具体的すぎたり，見通しを立てた状態で活動に入るため探究が直線的になりがちであったりした。また，思い描いた通りに活動が進まないことも多く，結果的に生徒に大きな負荷がかかり，探究への意欲を失うばかりか，学校へ足を運びづらくなる生徒が毎年一定数生じていた。

２　学習指導要領における探究課題の位置づけ

探究プロセスのなかでも，出発点となる「課題の設定」は，生徒が主体的に学習に取り組むための極めて重要な段階として位置付けられている。『中学校学習指導要領』では，各学校が定める探究課題は「生徒の興味・関心に基づく課題などを踏まえて定めること」とされる。さらに『中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』においては，「課題の設定に当たっては，生徒が主体的に取り組めるよう，生徒の興味・関心を大切にし，生徒自身が解決したいと思えるような切実な課題となるようにすることが重要である」と記されている。

しかし前述の通り，これまでの TOFY では，早期に１年間で解決の見通しが立つ具体的課題を確定させようとしたため，生徒の本来の興味・関心から乖離したり，課題設定自体が目的化したりする側面があった。

３　解決の方法

前項の課題を踏まえ、本校では生徒が自身の興味・関心を起点としつつ，過度な負荷を感じずに探究活動を深められるよう，課題設定の枠組みを大きく見直した。具体的には、これまで一義的に扱ってきた探究の対象を，「探究テーマ」と「研究課題」の二層構造にし，段階的に設定していくカリキュラムへと変更した。

(1) 理想の未来を描く「探究テーマ」の設定

探究活動の初期段階では、具体的な解決策や活動の見通しを急がせず、まずは「探究テーマ」を設定することとした。ここでは、生徒自身の個人的な興味や関心を、社会の現状や学問分野と結びつけ、「理想の未来」として大きく描くことを目的とする。これにより、生徒は自分の設定したテーマを基に切実な思いを抱きやすい状態から探究を始めることができる。

(2) 解決可能な「研究課題」への焦点化

「探究テーマ」を出発点として、「情報の収集」のプロセスへと移行する。信頼性の高い情報を集めるよう指導し，先行研究の調査等を経て検証・調査方法を得ることで，最終的に「中学生である自分でも解決可能な具体的な問いや実践」へ落とし込んだものを「研究課題」として設定する。

このように，「探究テーマ」を設定した後に，現状の調査を踏まえて「研究課題」へ段階的に焦点化することで，生徒は探究プロセスに沿って柔軟かつ主体的に自らの課題を見いだすことが可能となった。

研究課題　系統的なキャリア教育の実践－なりたい自分になる－

茨城大学教育学部附属特別支援学校　小　林　瑠　美

１　はじめに

昨年度より、茨城大学スチューデントサクセス「キャリア・デザイン」の一つに「なりたい自分になる」が掲げられている。それを受け、本校も「なりたい自分になる」をキーワードに教育活動を展開している。本校は、現在39名の児童生徒が在籍しており、小学部17名、中学部12名、高等部10名で編成されている。今年度は本校のグランドデザインに掲げられているキャリア教育の目標「なりたい自分－探す・見付ける・近付く－」をベースに、児童生徒、保護者の思いを大切にし、一人一人の発達段階に応じた「なりたい自分」の更新や実現ができるキャリア教育を目指している。今回は「なりたい自分」目指した、各部のキャリア教育の充実に向けた実践について報告をする。

２　実践内容

(1) 小学部での実践

小学部段階では「なりたい自分」へ近付こうとする気持ちの土台を育むような学習を取り入れている。図工では、低学年グループは屋外に出て、土や水の感触を味わいながら泥だらけになって思い切り遊ぶ。高学年グループは教室一面にブルーシートを敷き、大きな粘土の塊を前にして、自分がやってみたいことに自由に取り組む。体育では、広いグラウンドを見た児童たちが感じる思い切り走りたい気持ちが満足するよう、授業を始める前に自由に走る時間を作ることもある。このような活動の中で感じる「楽しい」や「好き」が、「なりたい自分」を主体的に目指そうとする気持ちの土台を作っていくのではないかと考える。

(2) 中学部での実践

中学部は、令和５年度よりキャリアの時間を新設し、ワークキャリアとライフキャリアの二つの視点からキャリア教育に取り組んでいる。ワークキャリアは以前の作業学習に近い活動だが、生徒が生産活動や職業的な活動を行う中で「なぜ行うのか。誰の役に立つのか。どんな仕事につながるのか。」を考える機会をつくっている。また、保護者や茨城大学の協力を得て、アンケートで意見を聞いたり、大学で学生と一緒に行ったりする活動を取り入れることで、生徒がより意欲的に取り組む活動になっている。ライフキャリアは、みんなのためになる仕事や自分の余暇について考えながら委員会やクラブ活動などを行うことで、生徒からやりたいことなどの要望が出てくるようになっている。このように生徒一人一人が「働く自分」「楽しむ自分」「役割を果たす自分」など様々な視点から自分を知り「なりたい自分」を見付けていくことが大切だと考える。

(3) 高等部での実践

高等部は従来の作業学習を「キャリア」と名称を変え、定期的に茨城大学を仕事の場とした実践を取り入れている（以下、通称の茨大キャリアとする）。茨大キャリアでの仕事は、大学院生の協力を募り、「学内での仕事の依頼をいただく。」という場面設定をし、主に清掃活動を行っている。大学を学校と社会の中間地点として位置付けることで、生徒は時間をかけて一つの仕事に取り組みつつ、時には上手くいかない経験や試行錯誤をしながら活動することができる。茨大キャリアでは仕事のやり方を見付けるだけでなく、答えに向かう話し合いや情報活用手段、問題解決のプロセスを大切にしている。そこで茨大キャリアの事前・事後学習では、時間をかけて生徒が主体的に考えることができるように、可能な限り話し合い活動を取り入れている。振り返りでは、「物を動かして掃除をするときは、周りに声掛けをしたい。」「準備物の忘れ物がないか、友達と確認したい。」等、場面は様々ではあるが、このような「○○したい。」という言語化された振り返りが「なりたい自分」へ近付き、更新されている瞬間となっているのではないかと考える。

３　成果と課題

児童生徒一人一人の「なりたい自分」は様々であるが、各部での取り組みは児童生徒の内面の変化を積み重ねていく経験となっている。発達段階に応じて「なりたい自分」を更新していくことは、学校教育全体を通して実践することで、系統的なキャリア教育の充実が図られると考える。今後も、学校生活や社会との関係の中で自分らしい生活を目指し、「なりたい自分」に近付き、それを更新し続けていくことができるように、大学との連携を図りながら深めていきたい。

研究課題　社会を創る特別支援学校のあり方を考える
－　身につけたい力の育成と共生社会の実現を目指して　－

横浜国立大学附属特別支援学校　　野口 拓

１　はじめに

本校では、「地域は学校である」と捉え、児童生徒が地域社会の様々な人々との関わりを通して学ぶ教育活動を展開している。地域に出ていく学習を継続し、本校の児童生徒への理解を広げるとともに、児童生徒自身が将来生きやすい持続可能な社会づくりの担い手となることを目指している。

そこで本研究では、「地域社会での授業実践を通した身につけたい力の育成」と「地域社会における意識の変容」の両面に着目し、その成果と課題を検証する。また、その結果を基に教育課程を見直し、「社会を創る特別支援学校」の実現を目指す。

２　研究の内容と方法

(1) 研究計画

本研究は令和６年度から令和９年度までの４か年計画で進める。１・２年目は、児童生徒に育成したい力として設定した【自己理解】【コミュニケーション力】【レジリエンス】の「３つの力」に焦点を当て、エピソード記録を活用した実践と検証を行った。記録・共有・分析・再実践の往還サイクルを構築し、授業改善を進めてきた。３年目にあたる令和８年度からは新教育課程を実施し、「社会を創る教育課程」の具現化を目指す。

（２）研究①「３つの力」を育む授業実践

・授業場面や日常生活場面において、「３つの力」の視点から行動観察を行い、エピソードを記録・蓄積する。
・学部内でエピソードを共有・整理し、児童生徒の実態に応じた手立てを検討する。
・検討内容を次の実践につなげることで、授業改善の往還サイクルを機能させる。
・アンケート等の量的データとエピソード記録による質的データを関連付けながら分析し、評価の妥当性を高める。
・授業研究会や外部助言を取り入れ、実践改善につなげる。

（３）研究②地域との関わりと共生社会の実現

地域アンケートを実施し、住民の本校に対する認知度や接触経験、交流への参加意向等を把握する。また、学校内で蓄積したエピソード記録と照らし合わせながら分析し、地域との協働のあり方や共生社会の実現に向けた課題を明らかにする。

（４）研究③新教育課程の検討と策定

児童生徒の発達段階に応じて地域での学びを段階的に拡充する教育課程を設計する。

・小学部Ｃ組(５・６年生):週１時間程度（生活）
・中学部：週半日程度（総合的な学習の時間）
・高等部：週１日程度（総合的な探究の時間）

を地域での学習や地域に出ていくための学習の時間として位置付け、地域社会との関わりを深めながら主体的な学びを展開する。

３　研究２年目のまとめと次年度への課題

(1)「３つの力」を共通言語として実践を積み重ねた結果、「振り返り―共有―改善―再実践」のサイクルが学校全体に定着しつつある。簡略化した記録様式の導入により、短時間でも視点を共有した振り返りが可能となり、継続的な授業改善につながっている。また、小学部では基礎づくり、中学部では地域でも学びと実践的な学習、高等部では地域との協働や創出を重視した取組を進める中で、「３つの力」が相互に関連しながら育まれる姿が確認された。地域アンケートからは、本校の名称認知度は一定程度高い一方で、来校や交流への心理的なハードルが存在することが明らかになった。その一方で、接触経験のある住民ほど交流への参加意向が高いことが確認され、日常的な交流機会の重要性が示唆された。また、体力面や年齢、障害理解への不安、迷惑をかけることへの懸念など、交流を阻む具体的な要因も把握できた。令和８年度は新教育課程を本格実施する年度である。

これまでの研究成果を生かしながら、教室・日常生活・地域社会をつなぐ学びをより計画的に構築するとともに、検証を進め、「社会を創る特別支援学校」の実現に向けた研究を深めていく。

研究課題　4 歳児保育室の再構成プロセス-1 年間の実践を振り返って-

千葉大学教育学部附属幼稚園　　小　原　啓　樹

1　はじめに

保育室環境は子どもの姿に応じて再構成していくことが求められる。その設定は担任に委ねられているため、赴任した 1 年目は戸惑うことが多かった。そこで 4 歳児の保育室環境を再構成するプロセスに着目して実践を振り返る。

2　保育室環境の変遷

(1) 1 学期

予想：ウレタン積み木がままごと遊びに使われる。→積み木置き場とままごとコーナーを横並びにする(図 1-1)。

幼児の姿：周囲の友達の様子が気になって遊びにじっくり取り組むことが難しく、いざこざが多い。

振り返り：ままごと、積み木それぞれの遊びが充実していくような環境が必要。

(2) 2 学期

1 学期からの改善点：まずは安定して遊びにじっくり取り組めるようにしよう。→密集していた遊びの場を区切る(図 1-2)。

幼児の姿：場が区切られたことで、目の前の遊びにじっくり取り組むことができるようになった。そこから遊びの興味が広がり、行き来して遊ぶ姿が見られるようになった。

振り返り：じっくり遊びに取り組めるようになったことで、遊びが広がるようになった。行き来して遊ぶようになってくると、場を区切る必要はないように感じた。

(3) 3 学期

2 学期からの改善点：どの遊びの場からも他の遊びの場が見渡せるようにしよう。→ロッカーによる場の区切りを無くす(図 1-3)。

遊びに使うものを作る姿が多く見られるので、作る場にアクセスしやすくなるようにしよう→制作コーナーを保育室中央に移動する。

幼児の姿：お互いの遊びの様子に気付きやすくなったことで、友達の遊びに興味をもち仲間入りしたり、自分の遊びに取り入れたりする様子が見られるようになった。また、取り組む場所が固定化されなくなり、室内の様々な場で遊びが展開されたり、保育室中央のスペースを広くしたことでそれぞれの遊びがつながったりするようにもなった。

お店屋さんごっこやお家ごっこなどでは、制作コーナーを経由して遊びが始まることが増え、作ったもので遊ぶことを楽しむ姿が多く見られるようになった。

3　まとめ

環境の再構成プロセスは、常に幼児の姿が出発点となり、そこに教師の願いが合わさって新たな環境が作られていく、という一連の流れであると言える。

1 学期は長期指導計画のねらいと教師の意図や願いをもとに環境を設定したが、環境と幼児の実態にずれが生じた。実践を振り返り、幼児の実態に合った保育室環境を再構成した結果、幼児は環境と関わりながら変容し、教師は幼児に対して新たな願いをもつようになった。

今後もその時々の環境が本当に幼児の実態に即したものになっているかどうかを常に確認しながら環境を構成していきたい。

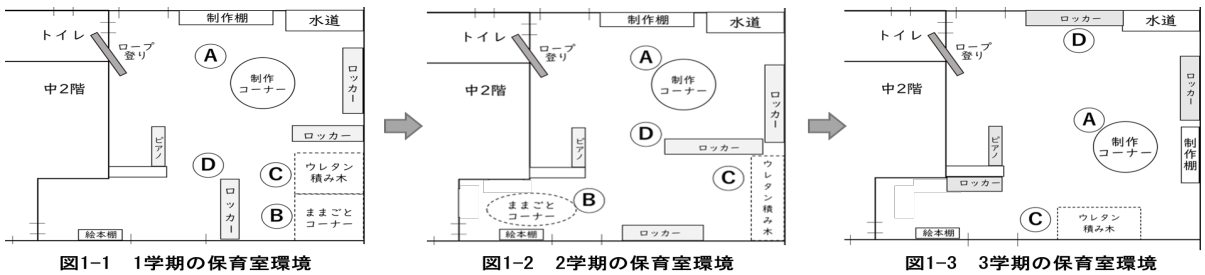


図1-1　1学期の保育室環境　　図1-2　2学期の保育室環境　　図1-3　3学期の保育室環境

図1　保育室環境の変遷

A：制作コーナー　B：ままごとコーナー
C：ウレタン積み木　D：ロッカー

研究課題　もの・ひと・こととのつながりを考える～4歳児の保育から～

お茶の水女子大学附属幼稚園　　田　村　　郁

１　はじめに

本園では、2023年度より「『つくる』がうまれる暮らし」を研究主題とし、子どもたちが日々、様々に表していた「つくる」姿を捉え、振り返る形で事例検討を行い、研究紀要にまとめた。2025年度からは「『つくる』がうまれる暮らしーつながるー」とし、本年度は4年次にあたる。本論考では、もの・人・こととのつながりを観点に4歳児の保育を考察する。

２　実践事例　「お帰りの時間」　４歳児６月

降園が近づき、子どもたちと片付けをしながら「今日のお帰り何しようか」と話していると、A児が「ゲームしたい」と言ってきた。その頃、クラスで繰り返し楽しんでいたやおやさんを提案すると、「違うのがいい」と言うので、片付けながら何をしようか考えていた。ほとんどの子どもたちが身支度を終えた頃、うさぎのぬいぐるみが目に留まった。みんなで回すイメージが湧いたので「今日はうさぎちゃんゲームをしよう」と子どもたちに言った。円になって座り、順番にぬいぐるみを回し、私のところに帰ってくるまでの時間を数える簡単なゲーム。初めは「何それ？」と不思議そうな表情していたが、ルールがわかると、私が持つぬいぐるみに視線が集まった。「何秒を目指す？」と聞くと、「10秒！」「1秒！」「100秒！」と思い思いに声を上げた。相談して20秒に決めて、ゲームを始めると、子どもたちは歓声を上げながら、ぬいぐるみの行方を見守り、自分のところに回ってくると真剣な表情で次の人へ渡していた。途中でぬいぐるみを投げてしまったり、私の数え方に不満が出たりするのではと心配があったが、そのようなことはなく、その日以降も少しずつ目標タイムを縮めながら、繰り返しこのゲームを楽しんだ。

３　事例の考察

4歳児の1学期、環境の変化に緊張や不安を抱える人が多く、気持ちが崩れたり、友達と揉めたりすることも多かった。特に降園前の時間は身支度の進み具合など個人差があるため落ち着かない雰囲気になりやすく、毎日とても慌ただしく混沌としていた。そのような状況のなかで、１日で唯一クラス全員が揃って過ごす降園時の集まりを、安心して過ごせる楽しい時間にしたいという思いがあった。振り返ると、咄嗟に思いついたことだったが、新学期から2ヶ月程経ち、新たな友達との関わりを広げ始めていた子どもたちを何らかの形でつなげたいという願いも自分の中にあったのだと思う。後日のゲームでは自分に回ってきた時にぬいぐるみをゆっくり撫でて大切そうに抱く人がいたり、慌てて順番を抜かしてしまう人、寝た振りをしてわざと抜かされた人がいた時には誰も責めずに「やり直そう！」という声が上がったりすることもあった。こうした姿から、ものを介し、楽しい気持ちや時間を共有した経験が、子どもたちの安心感を育み、人とのつながりを感じるきっかけになったのではないかと考える。

４　おわりに

4歳児と関わるなかで、安心できる居場所や遊びを見つけることが、子ども自身がもの・人・こととのつながりをつくっていく土台になると感じている。そのために、子どもの思いやその時々の姿を受け止めながら、関わりや環境を工夫し、一人一人に寄り添った保育を実践していきたい。

研究課題　PTAの役目とは

茨城大学教育学部附属小学校　　加　藤　　正　樹

１　はじめに

近年、気候変動に伴う猛暑や熱中症への対策など、児童の安全確保が一層重要となるとともに、教員の働き方改革も進められる中、学校行事についても、その教育的意義を踏まえながら、内容や実施方法の見直しが各地で進められている。

本校でも異学年交流「はらから班」で例年行っていた夏の宿泊学習の中止が決定した。校長先生から「代わりに何かできないか」との相談を受け、PTA役員が中心となり新たな体験の場を創出した実践を通し、これからのPTAの役割と学校との関係性を考察する。

２　変化に対応するPTAの実践

(1) 代替行事「秋祭り」の企画・運営

PTAで企画した案を何度も学校とすり合わせをしながら「秋祭り」を開催した。

平日の夕方から校舎全体を活用し、各教室で射的や輪投げ、ストラックアウト、型抜き等10の縁日ブースを展開した。屋外ではフランクフルト、焼きそば、綿あめ、ポップコーンの飲食ブースを設置し、安全に楽しめる環境を整えた。

当然ながら500名を超える子供たちの対応はPTA役員だけでは手が回らない為、当日は茨城大学の学生ボランティアや父兄から協力を得た。

(2) 本校の繋がりを活かした体験の創出

体育館では元本校教員の福島氏によるライブと全員での校歌熱唱を実施した。

フィナーレには校庭に出て、地元の花火師による本格的な打ち上げ花火を実施し、真下から見る大きな花火と感動を届けた。

３　成果と子どもたちの変容

(1) 子どもたちの歓喜と自校への誇り

花火を見上げた子どもたちから「うちらの学校すごいよな！」「楽しかった！」という声が多数あがり、環境の変化の中でも忘れられない情操体験と愛校心を育むことができたと確信した。

(2) 役員・保護者のやりがいと結びつき

幾度もの打ち合わせを経て行事を成功させたことで役員も先生も大きな達成感を得るとともに、各家庭へPTAの在り方とは何かが示せたのではないかと思う。

子どもたちの笑顔が最大の報酬となった。

４　おわりに ―これからのPTAの役割―

P（親）、T（先生）、A（の集まり）の原点に立ち返り、先生方が対応困難となった課題も、ざっくばらんに相談してもらえる関係性を築くことが重要である。

今後も変化する教育環境の中で、親と先生が協力して子どもたちの学びと成長を支えていきたい。

研究課題　児童・学校・人をつなぐ、遊具補修プロジェクト

東京学芸大学附属小金井小学校　　森　　悦　子

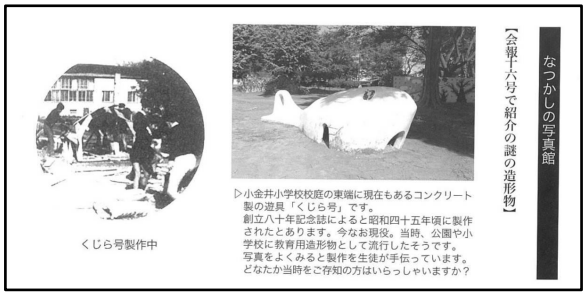
１　はじめに

近年、全国の附属 PTA で保護者の関わり方の多様化が課題となる中、本校では「保護者と教師の会」と教育後援会「なでしこ育成会」がフラットに連携し、活動の可視化を通じた「開かれた PTA」を目指している。　本稿では、このつながりから生まれた昭和 45 年設置の遊具「くじら号」補修・美化プロジェクトを取り上げる。児童の奉仕活動や大学・同窓会との協働へ発展した実例を通し、これからの共創型 PTA の可能性を提示したい。

２　児童・学校・人をつなぐ、遊具「くじら号」補修プロジェクト

(1)「くじら号」補修の経緯

本校には、昭和 45 年（1970 年）頃に設置された象徴的遊具「くじら号」（コンクリート製）が現存し、半世紀以上にわたり親しまれてきた。同窓会誌等でも取り上げられる本校のシンボルだが、近年の老朽化に伴い、安全確保と美化を目的とした補修が喫緊の課題となった。



本校同窓会の会報誌でもたびたび取り上げられるなど、長年にわたり多くの人に親しまれてきたことがうかがえる。

(2)　試行錯誤のプロジェクト展開と多機関協働の広がり

本取り組みは、保護者ボランティアと同窓会からの相談を起点に PTA へ持ち込まれ、本格的な展開へと発展した。推進にあたっては、様々な課題や試行錯誤が生じた。補修後のデザイン（既存意匠の維持かリニューアルか）の方向性、ならびに多岐にわたる関係組織の役割分担と進行管理の明確化が求められた。



当初は 6 年生の卒業制作も検討されたが、協議の結果「全校的な奉仕活動」へと位置付けを変更。6 年生実行委員会が主体となり、PTA や後援会、同窓会がバックアップする体制を整えた。さらに学校の呼びかけから大学専門教員へ協力が広がり、柔軟に課題を解決する「共創型」の取り組みへと発展した。

(3)　今後の展望「遊具補修の、その先へ」

今年度末の補修完了を目指す中、本プロジェクトは単なる「物の修繕」を超えた発展的な広がりを調整・検討している。

- **学びと表現の連動**：児童各自が思い描く「私のくじら号」を表現し、校内展覧会等で展示・発表する企画の推進。
- **先進的アプローチの導入**：大学等の技術協力を活用し、補修後の「白いくじら号」の曲面をキャンバスに見立てたプロジェクションマッピング等の視覚体験の創出。

遊具の修繕という身近な課題から始まった取り組みは、児童の主体的な学び、そして学校・大学・同窓会が幅広く繋がる重層的なコミュニティ創出へと深化を遂げつつある.

３　おわりに｜これからの保護者と教師の会

本会が目指すのは、参加者が無理なく関わり価値を確かめ合えるサステナブルな PTA である。本プロジェクトを通じ、保護者・学校・大学・卒業生等の多角的な協働の可能性を実感した。一部の役に負担を偏らせず支え合う「共創型 PTA」の確立に向け、今回の協働体験を単発で終わらせず未来の日常的な連携へ繋げたい。

研究課題　学校とＰＴＡ活動

東京学芸大学附属竹早中学校　　柴　田　　拓　司　　藤　原　　光　寿

1. はじめに

東京学芸大学附属竹早中学校は、明治 20 年に竹早に開設された東京学芸大学の前身である東京府尋常師範学校を源流とする学校です。所在地は東京都文京区にあり、近隣にはお茶の水女子大学附属学校園や筑波大学附属学校園など、国立大学附属校が集まる教育環境に位置しています。そのため、学校間だけでなく保護者同士の交流も盛んにおこなわれています。

また、昭和 24 年には校舎隣接地（約 1200 坪）をＰＴＡが取得し、師範学校に寄贈するなど学校と長年にわたり強い信頼関係を構築し、昭和 22 年（1947 年）の学制改革（6. 3. 3. 4 制）から数え、令和 9 年 3 月に 80 周年を迎える歴史と伝統のある学校です。さらに、同一敷地内には幼稚園・小学校・中学校が併設されており「幼・小・中連携教育」を特色とした教育活動が行われています。

2. ＰＴＡ組織の構成

本校ＰＴＡは本部役員 10 名と庶務部、広報部、文化厚生部、会計部の 5 部で構成され、学校と連携しながら活動を行っています。

「現状と課題」

本校では、幼稚園・小学校・中学校へと進学する過程で外部からの入学者が加わるため、内部進学者と外部入学者との間において、ＰＴＡに対する理解や参加意識に差が生じることがあります。そのため、これまでは部活動や保護者同士の交流を通じて一体感の醸成に努めてきました。しかし、新型コロナウィルス感染症の影響により、多くの活動が一時休止となり、活動再開後は学年間でＰＴＡに対する意識の違いが見られる状況となりました。特に中学校は在籍期間が 3 年と短いため、活動が途切れた世代への影響は大きく、保護者同士のつながりを再構築することが課題となっていました。そのような中、「懇親会」等を再開して交流を図ってきました。今年度は、教職員・保護者合わせて 100 名を超える参加がありました。このことから、学校と保護者の距離が縮まり、ＰＴＡ活動への理解や参加意欲の向上につながっていることを認識することができ、学校と家庭をつなぐ組織としてのＰＴＡの意義を改めて実感する機会となりました。

中学校には東京学芸大学附属竹早小学校以外の附属小学校からの進学者も在籍しており、同じ附属小学校であっても学校文化やＰＴＡ活動には違いがあります。今後は、附属中学校間においてもＰＴＡとの交流や情報交換を進めることで、それぞれの特色を生かした連携を図ることも重要な課題であると考えています。

3. 校内から地域へ

ＰＴＡ活動では、「子どもたちの安全・安心」「自分や集団の願いに基づいた主体性を発揮できる子ども」の理念を学校と共有し、同じ方向性のもとで教育活動を支えていくことを目標としています。また、学校が進める地域との共生という方針についても、意識を共有し、学校と地域をつなぐ役割を担える可能性を模索していきたいと考えています。

竹早地区においても、「子どもがよりよく生きるために、自分（あるいは集団）の願いに基づき、自らの意思・判断で行動しようとする姿勢や態度」に焦点をあてて取り組んでおり、この理念等に基づく学校の教育活動に対し、ボランティア活動などを通じて積極的に協力していくことは、これからのＰＴＡの新しい役割や活動のあり方につながるものと考えています。

これからも学校・家庭・地域が連携しながら、子どもたちの成長を支えるため、持続可能な活動を目指していきたいと考えています。

研究課題　学んで、話して、つながる「保護者向け教室」

横浜国立大学附属横浜中学校　ＰＴＡ副会長　塩入　美奈子
横浜国立大学附属横浜中学校　校内教頭　　八神　純一

１　はじめに

本校ＰＴＡは、次の５項目を目的として組織されている。すなわち、①家庭・学校及び社会における生徒の福祉の増進、②保護者に対する成人教育活動の充実、③家庭と学校との関係の緊密化を図り生徒の教育活動に協力すること、④保護者と教職員が一般社会との連携を促進し生徒の健全な発達を図ること、⑤学校の教育的環境の整備である。これらの目的を達成するため、本校ＰＴＡには「総務委員会」「学級成人委員会」「厚生施設委員会」「広報委員会」の４つの常任委員会が設置され、それぞれの役割に応じた活動が企画・運営されている。

本発表では、会員相互の親睦や保護者同士の交流促進、同好会活動の支援等を担う「総務委員会」が本年度新たに企画・実施した、本校教員による「保護者向け教室」について、概要と成果を報告する。

２　本校教員による「保護者向け教室」の具体

(1) ねらい

次の２点をねらいとして企画した。

①教職員と保護者、ならびに保護者同士の親睦を深めること

②授業体験を通して保護者に対する成人教育活動を推進するとともに、現在の教育活動への理解を深めること

(2) 具体的な時期と内容

校内のオープンスペースを会場とし、年４回実施する。「学んで、話して、つながる」をコンセプトに、お茶とお菓子を提供する等、和やかな雰囲気の中で学びと交流が深まるよう工夫する。各回の内容は以下の通りである。

第１回（６月８日・午後）

・「数と図形を操る世界への誘い」
〔数学科授業／教頭〕
・「教育とは何か」
〔対話的授業／研究主任〕

第２回（８月 28 日・午前）

・「生成ＡＩを用いたアプリの制作」
〔技術科授業／主幹教諭〕
・「教育現場で大切にしてきたこと」
〔講義／校長〕

第３回（10 月 20 日・午前）

・「道徳の体験授業～セカンドステップ～」
〔道徳科授業／実践資格取得教員〕
・「特別支援と外部機関」
〔講義／特別支援コーディネーター〕

第４回（12 月 21 日・午後）

・「ストレッチとアンガーマネジメント」
〔保健体育科授業／生徒指導専任〕
・「高校進学後の展望」
〔講義／副校長〕

(3) 第１回の様子

31 名の保護者が参加した。前半では、予想外の結果に驚く展開から、参加者が自然と数学の世界に引き込まれていた。後半の対話中心の授業では、４人グループで「教育」や「学び」について自らの体験を基に語り合う姿が見られた。

事後アンケートでは、参加者全員から高い満足度と肯定的な評価を得た。保護者からは「大人になり、考えることや学ぶことが少なくなったと実感した」との感想が寄せられ、本取組が有意義な成人教育活動の場となったことが示された。

３　今後の展望

教職員による授業を保護者向けに実施することは、学校の教育方針や最新の教育動向を直接広報できると同時に、保護者の学びの場として有効であると考える。今後は、和やかな交流環境を維持しながら、より多くの会員が参加できる持続可能な運営方法を模索していきたい。

研究課題　ストレス発散と将来余暇のヒント～親子ダンス教室～

茨城大学教育学部附属特別支援学校　　PTA会長　大森　貴之

１　はじめに

本校のＰＴＡ組織は、運営委員会を上部組織として、その下に総務委員会、広報委員会、研修・進路委員会があります。総務委員会は、食育、保健関係の研修会、広報委員会は広報誌の編集・発行、研修・進路委員会は、企業・福祉施設の見学会等の企画、障害年金の研修会等を企画しています。

今回は、運営委員会が令和６年度から実施している、親子ダンス教室について、紹介させていただきます。

２　親子ダンス教室

(1) 目的と利点

運営委員会で親子参加の行事を検討する際は、「子供たちの在学中、卒業後の余暇活動につながるもの」、「保護者のリフレッシュになるもの」となるよう考えていますが、これまでと異なる企画を検討している際、昨今新しい表現の場として、ダンスが注目されることに着目し、親子ダンス教室というのはどうかとの案が上がりました。ダンスは、言葉なしでコミュニケーションがとれる、正解のない表現等の利点もあり、面白い企画ではないかと思えました。

(2) 懸念点

通常、親子参加の行事は半日で行っており、次のような懸念点が考えられました。

・半日の短い時間で、子供たちがダンスを楽しむことができるのだろうか？

・小学部、中学部、高等部では、ダンスのレベルが合わず、楽しめないのではないか？

・ダンスを踊るだけでなく、できれば、何か子供たちの自信につながるような活動にしたいが、何か手段はあるだろうか？

上記の懸念点をダンススクールの講師の方に相談し、全員が楽しめるプログラムを検討しました。

(3) 解決策と当日スケジュール

ダンス教室の講師の方と懸念点について、打ち合わせを行いました。まず、楽しい音楽を使用し、振り付けを簡素化することで、短時間でも充分にダンスを堪能できるとのことでした。また、3名の講師を派遣することができるので、小学部、中学部、高等部のレベルに合わせダンスをすることが可能で、さらに学部毎にみんなの前でダンスを披露することで、子供たちのやる気を引き出してはどうかとの提案がありました。また、講師の方の本格的なダンスも鑑賞させていただけることとなりました。

当日のスケジュールは、以下の通りです。

09時40分	受付開始
10時00分	開会式
10時10分	学部毎の練習開始
11時00分	練習成果の発表
11時30分	講師のダンス鑑賞
11時40分	閉会式
11時50分	終了

(4) 感想と成果

ダンスに興味をもち、ダンスをプログラムに取り入れている放課後等デイサービスへ通う子供たちもいます。また、保護者の感想として、「日頃のストレスが発散できた」、「子供たちが短時間でダンスの振り付けを覚えられて驚いた」等が上がっていました。そして、子供たちが興味をもった物に対して、親が「どうせ続かないから」、「障害があって難しいから」とブレーキを踏んでいないかと、各保護者が考えるきっかけとなったことが大きな成果だと思います。

３　今後のＰＴＡの活動について

子供たち、保護者、教職員、ＰＴＡ役員の全員がＰＴＡ活動を楽しむことが大切であると思っています。子供たちが楽しむことで、その楽しいことが、現在及び将来の余暇活動につながればと思います。保護者が楽しむことで、日頃のストレス発散となればと思います。教職員が子供たちと楽しむことで、子供たちの新たな発見ができればと思います。また、ＰＴＡ役員も楽しむことで「役員もなかなか楽しいかも」と思っていただければと考えています。

今後も、子供たちや教職員、保護者全員が楽しめる行事をいろいろと検討していきたいと思います。

研究課題　参加しやすいＰＴＡを目指して ～ＰＴＡのＤＸ化～

宇都宮大学共同教育学部附属特別支援学校　PTA 会長　飯野浩史

1　はじめに

本校は児童生徒数 58 名で、他の県内特別支援学校と比べて少ない児童生徒数である。
PTA 活動においても、ほぼ全員が役職・係を担当することになるため、運営の効率・省人化を検討し、近年一般企業でも活発な DX 化に着目した。

2　DX 化を目指すに至る経緯

前述したとおり、現状少人数での運営であるうえ少子化傾向にある中で、保護者の「協力しやすい」環境を日々目指していた。PTA における連絡手段としては学校配信による一斉メールを利用していたが、世間一般における LINE の広がりもあり、保護者間では LINE を使用することが主流となっていた。コロナ渦における対面機会の減少を経て、連絡・連携方法として使用していた LINE の利点を発展させ、問題点を解決するためにさらなる DX 化は最適と考えたものである。

3　PTA における LINE 利用の課題

〇LINE の個人アカウントの問題

個人アカウント利用による個人情報流出の可能性があった。LINE で送信される書類 PDF やイベント写真の流出の危険があり、トラブル防止の観点から学校側としては LINE 利用について推奨していなかった。

〇学校側 PTA 役員との連携の問題

保護者間の連絡として LINE は有用であったが、学校側役員との連絡方法としては変わらず配信メールを使用するしかなかった。
これらの問題は PTA 運営において、妥協的に先送りにさせてきた問題であった。

4　LINEWORKS の導入へ

企業の DX 化を参考にしたことや LINEWORKS 公式でも PTA での運用をおすすめしていることもあり、PTA を非営利団体と考えて LINEWORKS の導入を検討した。

5　主な評判と成功ポイント

・LINE とは完全な別のアプリケーションとなるため、PTA 関連のものは個人利用の LINE とは明確に分けることができる。
・PTA 退会後は削除することで、利用を完全に停止することも可能。
・歴代の会長をグループ管理者とすることで、団体アカウントはそのままに引継ぎを容易にすることができる。
・パソコンでの運用も可能なため、学校側 PTA 役員が学校管理パソコンでグループに参加し、連絡網に入ることが可能となる。
以上のメリットを考え導入を試行した。現在導入して日が浅いが、今後は、使いやすさや情報管理の仕方を学校と協議しながら、参加しやすい PTA を目指していく。

研究課題　幼稚園をみんなで創る！「パパママ大工」

宇都宮大学共同教育学部附属幼稚園　　納　冨　優　一

１　はじめに（私たち PTA が大切にしている理念）

⑴　地域への貢献

幼稚園の枠を超え、地域社会と共に歩み、子どもたちのための教育環境づくりに貢献していくこと。

⑵　大人も共に学ぶ

子どもたちの豊かな成長を支えるために、まずは親自身が学び、アップデートし続けること。

２　パパママ大工とは

⑴　PTA 主催のボランティア活動

有志の保護者が集まり、自発的に活動するコミュニティ。

⑵　園の修繕・アイテム製作

幼稚園の老朽箇所の修繕や、子どもたちが使う教育アイテムを製作。

⑶　「自分たちの手」で改善

子どもたちの教育環境を、保護者の力で直接的に良くしていく活動。

【これまでの活動実績】

・老朽化したウッドデッキのスロープを修繕
・保護者が電動鋸を持ち込み、本格的な大工仕事 ！
・「影遊び用スクリーン枠」の製作
・色あせた遊具のペンキ塗り
・教材（マット等）の徹底的な清掃

３　今年度の工夫（5/23 実施）

⑴　実施時期の変更

年度初め「5 月」に前倒しして実施した。6 月の「公開研究会」前に園庭整備が完了し、幼稚園からも大変感謝される結果になった。

⑵　実施曜日の変更

平日開催を土曜日開催とした。日頃は平日の活動に参加できないパパ・ママも参加可能に！予定作業を達成率 100%で完了した。

【今年度の活動内容】

◆　清掃・掘り起こし

年長組前庭の側溝泥掃除。砂場掃除（固くなった部分の掘り起こし）や草むしり。

◆　ペンキ塗り

ジャングルジムや巧技台のペンキの塗り直しで、見違えるように綺麗に。

◆　老朽化対策

劣化した遊具タイヤの掘り出し。プレイマウンテンの丸太をチェーンソーでカット。

◆　作業前 PTA 講話（副園長先生）

テーマ：『大切にしたい子育てのポイント』。理念「大人も共に学ぶ」の実践。

４　活動の意義

⑴　子どもたちのための環境整備

親が自分の幼稚園のために一生懸命汗を流して作業する姿を子どもたちが見る。親子で「同じ場所・同じ時間」を共有する喜び。子どもの成長過程における、かけがえのない体験と思い出となる。

⑵　保護者のコミュニティ形成

宇都宮市内の様々な場所から通園しているため、公立校のような「地域を起点とした親同士の繋がり」が作りづらい附属幼稚園ならではの課題がある。パパママ大工での共同作業・夜の懇親会を通して、保護者同士のコミュニティが自然と広がる「良いきっかけ」となっている。

５　まとめ

「パパママ大工」は、園の環境を整える地域貢献であり、大人自身が学び、子どもたちの最高の思い出となり、私たち親の居場所と絆を作る、素晴らしい活動です。

研究課題 本園の PTA 活動

東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎 PTA　三 上　理 恵

1. はじめに

来年創立70周年を迎える本園は、東京都小金井市にある東京学芸大学敷地内にあり、自然豊かな環境の中で3歳児学年40名、4歳児学年39名、5歳児学年46名、計125名の園児が在籍している。

PTA 活動は保護者が1人1役の役割を担って、先生と協力しながら子ども達の園生活を支えると共に、保護者同士の交流の場となっている。

2. 本園の PTA 活動

【PTA 本部】
PTA だよりの作成
後援会との連携（主に青空バザーや園の敷地内で採れる収穫物の販売等の協力）
【学年代表】
各クラス・学年での保護者交流の場の提供
【わくわく委員会】
幼稚園で使う小物を作成し、入園前保護者会やバザー等で販売（売上は後援会に寄付）
【環境整備委員会】
園庭整備時の道具準備・片付け
花壇の整備と植え替え、保育室の床掃除の指揮
【広報委員会】
年に1回発行する文集「つくし」の作成・編集
【企画委員会】
貸し出しワゴンの本の購入と管理
ワゴンの整理・清掃
【卒業対策委員会】
卒園アルバム製作のための写真撮影補助や写真の選定
表紙の作成
【音楽部・図書部】
子ども達への演奏会や読み聞かせ等の実施
【卓球同好会・テニス同好会】
週に１度大学敷地内施設にて活動

3. コロナ後の PTA 活動

各委員会には年少～年長の保護者が所属しており、年長保護者が委員長・副委員長を務めている。コロナ前から現在までを比較するとそれぞれの委員会が担っている活動内容や、保護者を取り巻く環境は大きく変化している。

例えば企画委員会はおもちつきがなくなったことで、貸し出し本の管理がメインの役割となった。また、コロナで活動が停滞していた時期から主に年長が担う各委員会の役割内容の引き継ぎが上手くいかなくなっている。

保護者を取り巻く環境では通園範囲が広がっていき、遠い家庭は通園に1時間を要する。そのため最低限の集まり回数にして、保護者の負担感を減らすなどの対応を考え実施している。

今までのPTAは「できる人が、できる時に、できることを」というスローガンで行ってきたが、家庭の事情から参加が難しい家庭もあるため、一部の保護者にのみ負担が偏っている状況も見受けられる。

役割を果たすだけでなく保護者の交流の場となる目的もあるはずが、役割ばかりに意識がいくと保護者に強い負担感をもたせてしまう。

誰が委員長などの役割を担っても円滑な活動を行っていけるように、活動の大枠を今一度固める必要がある。

4. これからの PTA 活動

PTA の役割を果たすことで手一杯になってしまうと、交流の場として楽しむ余裕も失われがちになる。

PTA の中でも図書部や音楽部は子どもの前で披露することで充実感を味わっている。子どもたちの反応が保護者の「やりたい」「参加したい」につながることも加味しながら、各委員会活動の様子を子ども達に分かるように伝える機会を意識的につくるなど、子どもも保護者も双方が笑顔になるような活動のあり方をこれからも考えていきたい。

Ⅳ

資料（規約等）

資料１

全国国立大学附属学校連盟関東地区会規約

（平成 10 年６月６日制定）
（平成 19 年 11 月２日改正）
（令和　７年５月８日改正）

第１章　総　則

第１条　本会は，全国国立大学附属学校連盟関東地区会(以下，「関附連」という)と称する。
第２条　本会は，次の会員をもって組織する。
(1) 国立大学法人法施行規則第４条に定める学校・園としての附属学校（以下，附属学校という）の内，関東地区に所属する附属学校の校園長並びに教員
(2) 前号以外の教育関係者で代議員会が承認した者
第３条　本会は，事務局を会長の所属する附属学校に置く。

第２章　目的及び事業

第４条　本会は，会員相互の協力により，附属学校の使命達成を図り，もって，わが国教育の振興に寄与することを目的とする。
第５条　本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。
(1) 附属学校の目的，組織及び運営に関する調査研究
(2) 教育に関する調査研究
(3) 研究集会及び協議会の開催
(4) 会報及びその他教育に関する出版物の刊行
(5) 各種教育団体との連絡，協力
(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第３章　組　織

第６条　本会に，校園長会を置く。
２　校園長会は，関附連の附属学校の校園長をもって組織する。
第７条　本会に，副校園長会を置く。
２　副校園長会は，関附連の附属学校の副校園長（副校園長がいない附属学校は教頭　以下同様）をもって組織する。
第８条　本会は，校種別分科会及び教科別分科会を置くことができる。

第４章　役　員

第９条　本会に下記の役員を置く。
会長　　１名　　副会長　２名　　理事　２３名　　監事２名
第 10 条　会長は，その年度の関附連研究集会の当番校の校園長から選出する。会長は，本会を代表し，会務を総括する。
第 11 条　副会長は，その年度の全附連関東地区副校園長会会長及びその年度の関附連研究集会の当番校から選出された副校園長１名をもってあてる。副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときは，その職務を代行する。
第 12 条　理事は，関東地区選出の全附連理事をもってあてる。
第 13 条　監事は，関附連研究集会の次年度当番校から選出し，本会の会計を監査する。
第 14 条　役員の任期は，１年とする。ただし，再任をさまたげず，また，後任者の決まるまで，その任にとどまるものとする。欠員を生じた場合，これを補佐した者の任期は，前任者の残任期間とする。
第 15 条　本会に顧問を置くことができる。
顧問は代議員会の議を経て，会長がこれを委嘱する。

第５章　会　　議

第 16 条　本会の会議は，次のとおりとする。
(1) 代議員会
(2) 理事会
(3) 校園長会
(4) 副校園長会
第 17 条　代議員会は，毎年１回，各年度の初めに会長が招集し，下記の事項を審議決定する。
(1) 予算・決算及び事業計画
(2) 規約に関すること
(3) その他必要な事項
２　会長が必要と認めたときは，臨時に代議員会を招集することができる。
３　代議員は，各校の全附連代議員をもって，これにあてる。
第 18 条　理事会は，会長・副会長・理事で構成し，必要に応じて会長が招集して，代議員会に提出する議案などを審議決定する。
第 19 条　校園長会及び副校園長会の運営については，各々の会に委ねるものとする。

第６章　会　　計

第 20 条　本会の経費は，会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。
第 21 条　本会の会費は，代議員会で決めるものとする。
なお，必要がある場合には，理事会の議を経て，臨時会費を徴収することができる。
第 22 条　本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

付　　則

１　この規約は，平成１０年６月６日から施行する。
２　この規約は，平成１９年１１月２日から施行する。

資料２

全国国立大学附属学校連盟関東地区副校園長会内規

第１章　総　　則

第１条　この会は，全国国立大学附属学校連盟関東地区副校園長会(以下「本会」という)と称する。
第２条　本会の運営については，全国国立大学附属学校連盟副校園長会規定によるほか，本内規による。
第３条　本会の事務所は，全国国立大学附属学校連盟関東地区研究大会当番校に置く。

第２章　役　　員

第４条　本会に下記役員を置く。
　　会長　１名　　副会長　２名　　理事　若干名
第５条　会長は，東京都内に所在する附属学校園の会員の中から選出する。会長は，本会を代表し，会務を総括する。
　　副会長は，関附連研究大会のその年度の当番校理事と次年度の当番校理事が当たる。副会長は，会長を助け，会長に事故あるときは，その職務を代行する。
第６条　理事は，各大学ごとに会員の中から１名を選出する。ただし，総会の承認を得て，その数を増すことができる。理事が，会長・副会長に就任したときは，その大学で後任の理事を１名選出するものとする。理事は，本会の業務を分担執行する。
第７条　役員の任期は，１年とする。ただし，後任が決まるまでは，その任に留まるものとする。欠員を生じた場合，これに補充された者の任期は，前任者の残任期間とする。

第３章　会　　議

第８条　本会の会議は，総会・理事会とする。
第９条　総会は，毎年１回会長が招集する。会長が認めたときは，臨時に総会を開くことができる。
第 10 条　理事会は，必要に応じ会長が招集し，総会に提出する議案を審議するとともに，本会事業の執行について，総会にはかることを必要としない事項について，これを決議することができる。

第４章　経　　費

第 11 条　本会及び研究大会の経費は，必要に応じ，その都度徴収する。

資料３

研究大会申し合わせ事項

１　目　　的　　教育研究・情報交換並びに会員相互の懇親を図る。
　　(授業研究・研究発表の教科等については，別に定める)
２　開催日時　　原則として，毎年 11 月最初の金曜日・土曜日とする。
３　経　　費　　会費（各校分担金を含む)，補助金及びその他の収入をもってあてる。
　　・各校園分担金(500 円×本務教員数)
　　・東京地区助成金(小・中・高＝40,000 円，幼・特=20,000 円)
　　・参加費（１人 3,200 円)
４　主催者　　日本教育大学協会関東地区会
　　全国国立大学附属学校連盟関東地区会
　　関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会
５　当番校　　研究大会開催大学附属校園とする。

資料４

関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会規約

第１章　総　　則

第１条　　本会は，関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会と称する。
第２条　　本会は，事務所を会長の所属する附属学校園におく。
第３条　　本会は，関東地区国立大学附属学校園（幼・小・中・高・特），ＰＴＡ（および保護者会）をもって組織する。
第４条　　本会は，関東地区国立大学附属学校園ＰＴＡ（および保護者会）の親睦及び研究を推進し，相互の協力によって附属学校本来の使命達成に協力するとともに，全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会（以下「全附Ｐ連」という）の事業に協力し，もってわが国教育の振興発展に寄与することを目的とする。
第５条　　前条の目的を達成するために次の事業を行う。
　　１．ＰＴＡ事業の協力推進ならびに情報交換
　　２．研究会ならびに講演会等の開催
　　３．各種教育団体，特に附属学校連盟との連絡教育
　　４．その他本会の目的達成に必要な事業

第２章　役員および会議

第６条　　本会には次の役員をおく。
　　会長　１名，副会長　若干名，理事　５６名，監事　２名，書記　若干名
第７条　　会長は，当年度の主管校から１名を総会において選出する。
第８条　　副会長は，当年度の主管校より２名を選出し（そのうち１名は会長の所属する附属学校園の副校長１名），前年度主管校及び次年度主管校よりそれぞれ１名を選出し，総会の決議により更に若干名の副会長を選出することができる。
　　副会長は，会長を補佐し，会長が事故あるときはこれを代理する。
第９条　　理事は，各附属学校園ＰＴＡ会長またはＰＴＡ会長経験者が就任する。
第１０条　監事は，総会においてこれを選出し，会計を監査する。
第１１条　会長の任期は１年とする。
　　副会長，監事の任期は１年とし，再任することができる。
　　役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。役員が任期途中で辞任するときは後任者の決まるまではその任に留まるものとする。
第１２条　本会の会議は次のとおりとする。
　　１．理事会
　　理事会は，会長・副会長・理事をもって組織し，本会の予算，決算および事業計画その他重要事項について協議決定し，総会の承認を求める。理事会の議長は会長がこれにあたる。
　　２．総会
　　（１）　総会は，毎年１回以上会長がこれを招集する。
　　但し，必要あるときは臨時に開催することができる。
　　（２）　総会は，単位ＰＴＡの役員・教員をもって構成し，その決議は，出席者の過半数をもって決する。
　　３．研究大会（実践活動協議会）
　　本会所属附属学校園ＰＴＡにおける実践活動の研究の場として，毎年１回開催する。
　　これの主管について，東京をのぞく所属附属学校園がつとめることとし，この順序については，関東地区附属学校連盟の総会の順序に準ずるものとする。

第１３条　総会は次の事項を議決する。
（１）事業報告及び収支決算報告についての事項
（２）事業契約及び収支予算についての事項
（３）会長・副会長・監事の選任
（４）その他理事会において必要と認めるもの

第3章　会　　計

第１４条　本会の経費は，会費・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。会費は，総会においてこれを定める。ただし，必要ある場合には，理事会の議を経て臨時会費を徴収することができる。
第１５条　本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

付　　則

１．本規約を変更せんとするときは理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。
２．本会の会費の分担については，別途内規で定めるものとする。

・平成２４年６月２日　　改正
・平成２６年５月３１日　改正

資料５

関東地区国立大学附属学校 ＰＴＡ連合会内規

第１条　この内規は，関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会会則規約の解釈について必要な事項を定める。

第２条　会長は，当該年度の主管校から一名が就任する。
会長の任期は１年とし再任しないものとする。
それぞれの地区から選任される会長は，後記のローテーションによりそれぞれの学校のＰＴＡ会長，又は会長経験者から選任する。
なお，ローテーションに該当する附属学校のＰＴＡは，附属学校内部で協議のうえ，会長候補者を決定して理事会に推薦するものとする。

第３条　東京地区からは，規約第８条後段の理事会の決議により副会長２名を選出する。

第４条　監事は，前年度の主管校及び次年度の主管校からそれぞれ１名選出する。

第５条　当地区から全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会（以下「全附Ｐ連」という）理事を推薦する場合は，当地区の単位ＰＴＡ会長及びその経験者で，原則として２年間以上職務を遂行する適任者を推薦する。ただし，全附連理事を連続して３年をこえて推薦することはできない。

２　全附連理事の推薦は，いずれも後記のローテーションによりそれぞれ地区の学校園から選出する。

３　ローテーションに該当する附属学校園のＰＴＡは，附属学校園内部と協議して，理事候補者を決定し理事会に推薦するものとする。

第６条　当地区から全附連評議員を推薦する場合は，当地区の単位会長及びその経験者とする。

２　全附連評議員の推薦は，当該年度地区会長および後記のローテーションにより，東京地区から１名選出する。

３　ローテーションに該当する附属学校のＰＴＡは，附属学校園内部で協議して候補者を決定し，理事会に推薦するものとする。

４　任期は，１年とする。

第７条　この内規の改正は，総会の決議をもって行なう。

第８条　本会の会費は，次のとおりとする。

ア　幼稚園，小学校，中学校，高等学校　　各　５，０００円
イ　特別支援学校等　　各　２，０００円

付　記

１　関附連会長の職務
①　年間出席会議総会１回，地区実践活動協議会１回
②　実践活動協議会運営等の打ち合せ

２　全附連理事の職務内容
①　年間出席会議理事会３回
②　大会等総会１回，地区実践活動協議会１回，指導者研究１回
③　その他理事会の日に開催される委員会への出席

ローテーション表

Ｉグループ（東京地区）大学名（附属学校園数）
Ａ東京学芸大学（１２校）
Ｂ筑波（７校）
Ｃお茶の水（４校）
Ｄ東京（２校）と東京芸術（１校）と東京工業（１校）
【グループ内ローテーション】
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ａ・Ｄ・Ａ・Ｂ（全国大会枠理事）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ（評議員）

Ⅱグループ（東京地区以外）大学名

ａ千葉大学
ｂ横浜国立大学
ｃ山梨大学
ｄ群馬大学
ｅ宇都宮大学
ｆ茨城大学
ｇ埼玉大学

【グループ内ローテーション】

ａ・ｂ・ｃ・ｄ・ｅ・ｆ・ｇ（地区推薦理事・評議員）

・平成２４年　６月　２日　改正
・平成２６年　５月３１日　改正
・令和　６年　７月　６日　改正

資料６

関東地区国立大学附属学校ＰＴＡ連合会表彰規定

昭和 61 年 6 月制定
平成 25 年 5 月改定
令和 6 年 7 月改定

第１条　本連合会の発展に寄与した者を，本規定により関附連大会(総会)において表彰する。

第２条　表彰は，関附連ＰＴＡ連合会会長名で，感謝状を贈呈する。

第３条　被表彰者は，次の各号の一つに該当する者とする。
１　本連合会の会長で，その職を辞するとき
２　本連合会の副会長又は全附連常任理事を通算２年以上務めた者で，その職を辞するとき
３　本連合会の監事又は単位ＰＴＡ会長を通算２年以上務めた者で，その職を辞するとき

第４条　第３条各号の役職は，該当年度の兼任・併任は１年として数え，役職の通算は子女の幼稚園・小学校・中学校・高等学校在学(園)期間中断続を認める。

第５条　第３条各号により表彰該当者があるときは，各単位ＰＴＡ会長が推薦書（功績調書）を添えて，毎年事務局の指定した８月下旬の期日までに関附連ＰＴＡ連合会事務局に報告するものとする。

第６条　被表彰者は，第５条により推薦された者を本規定に照らして会長が決定し，関附連大会開催の１か月前までに，本人及び該当ＰＴＡ会長に通知する。

第７条　本規定の制定及び改廃に関することは，ＰＴＡ会長会（評議員会）の議決を要し，昭和６０年度の在職者から表彰を実施する。

以　上

資料７

全国国立大学附属学校連盟規約

昭和61年５月25日制定
昭和62年４月１日施行
平成８年６月１日改正
平成16年６月30日改正

第１章　総　　則

第１条　本会は，全国国立大学附属学校連盟（以下「連盟」という。）と称する。

第２条　連盟は，次の会員をもって組織する。

１　国立大学法人法施行規則第４条に定める学校・園としての附属学校（以下「附属学校」という。）の校園長及び教員並びに学校栄養士

２　前号以外の教育関係者で理事会が承認した者

第３条　連盟は，事務局を東京都に置く。

第２章　目的及び事業

第４条　連盟は，会員相互の協力により，附属学校の使命達成を図り，もって，わが国教育の振興に寄与することを目的とする。

第５条　連盟は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

１　附属学校の目的，組織及び運営に関する調査研究

２　教育に関する調査研究

３　研究集会及び協議会の開催

４　年鑑，会報及びその他教育に関する出版物の刊行

５　各種教育団体との連絡，協力

６　その他連盟の目的を達成するために必要な事業

第３章　理事長・副理事長

第６条　連盟に，理事長，副理事長８名を置く。

２　理事長及び副理事長は，理事会構成員の互選により選出する。

第７条　理事長は，連盟を代表し，会務をつかさどる。

２　副理事長は，理事長を補佐し，理事長に事故あるときは，あらかじめ理事長が定めた順序でその職務を代行する。

３　理事長及び副理事長は，役員会を構成し，会務を執行する。

第８条　理事長及び副理事長の任期は１年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任の任期は，前任者の残任期間とする。

２　任期満了時において，後任者が決定しないときは，後任者決定の日まで前任者がその職務を行う。

第４章　代議員会

第９条　連盟に，代議員会を置く。

第10条　代議員会は，次の事項を審議し，決定する。

１　連盟の事業計画に関すること。

２　連盟の予算及び決算に関すること。

３　連盟の規約に関すること。

４　その他連盟の運営に必要なこと。

２　代議員会は，前項の権限の一部を理事会に委任することができる。

第11条　代議員会は，次に掲げる各校２名の者をもって構成する。
　　１　各附属学校の校園長又は副校園長より　　１名
　　２　第１項の代表者が
　　①　校園長のときは，副校園長又は教員代表より　　１名
　　②　副校園長のときは，教員又は学校栄養士代表より　　１名
第12条　代議員会は，理事長が招集し，議長は理事会が指名する。
第13条　代議員会は，毎年１回，年度初めに招集する。
　２　前項のほか，必要に応じ，臨時に代議員会を招集することができる。
第14条　代議員会は，代議員の２分の１以上の出席がなければ議事を開き，議決することができない。
第15条　議事は，出席代議員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
第16条　第８条の規定は，代議員会に準用する。

第５章　理事会

第17条　連盟に，理事会を置く。
第18条　理事会は，連盟の運営にあたるとともに，代議員会から委任された事項を審議し，決定する。
第19条　理事会は，次の者をもって組織する。
　　１　理事長・副理事長
　　２　各地区会長
　　３　地区又は大学ごとに，所属代議員が互選した理事
　２　地区又は大学ごとに選出する理事の数は，別表のとおりとする。
第20条　第８条，第12条，第14条及び第15条の規定は，理事会に準用する。
　２　連盟の運営に必要な事項を審議するため，理事会に委員会を置くことができる。

第６章　地区会

第21条　連盟に，次の地区会を置く。
　　１　北海道　　２　東北　　３　関東(山梨県を含む)　　４　北信越
　　５　東海　　６　近畿　　７　中国　　８　四国　　９　九州
第22条　地区会は，当該地区における連盟の活動について協議・決定し，全員相互の連絡・調整に当たる。
第23条　地区会は，当該地区に所在する附属学校の会員をもって組織する。
第24条　地区会は，毎年１回以上，当該地区の理事の合議により地区会長が招集する。
第25条　この規約に定めるもののほか，地区会の運営に必要な事項は，地区会が定める。

第７章　校園長会・副校園長会等

第26条　連盟に，校園長会を置く。
　２　校園長会は，附属学校の長をもって組織する。
第27条　連盟に，副校園長会を置く。
　２　副校園長会は，附属学校の副校園長をもって組織する。
第28条　連盟に，理事会の議を経て，学校種別部会を置くことができる。
　２　学校種別部会は，同種の学校に在職する会員をもって組織する。
第29条　連盟に，理事会の議を経て，教科等別部会を置くことができる。
　２　教科等別部会は，同種の教科等を担当する会員をもって組織する。
第30条　第25条の規定は，校園長会，副校園長会，学校種別部会及び教科等別部会に準用する。

第８章　監　　事

第31条　連盟に，監事２名を置く。

第32条　監事は，代議員会が選出する。ただし，理事は監事を兼ねることができない。

第33条　監事は，連盟の会計を監査し，代議員会に報告する。

第34条　監事の任期は１年とする。ただし，欠員が生じた場合の後任の者の任期は，前任者の残任期間とする。

２　監事は，再任することができない。

第９章　会　　計

第35条　連盟の経費は，会費，寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第36条　連盟の会費は，代議員会において決定する。

第37条　連盟の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日をもって終わる。

第10章　雑　　則

第38条　連盟に顧問を置くことができる。

２　顧問の任期は３年とし，理事会が推薦し，代議員会の承認を受けるものとする。

第39条　この規約は，代議員会において，出席者の３分の２以上の賛成がなければ改正することができない。

第40条　この規約の定めるもののほか，連盟の運営等に関し必要な事項は，理事会が別に定める。

付　　則

１　この規約は，平成７年４月１日から施行する。

２　全国国立大学附属学校連盟規約(昭和24年10月28日)は，廃止する。

３　この規約は，平成９年４月１日から施行する。

４　この規約は，平成１６年６月３０日から施行する。

資料８

全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会会則

第１章　　総　則

（名　称）

第１条　この団体は，全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会（以下「本会」という）と称する。

（事務所）

第２条　本会は，事務所を東京都港区虎ノ門１丁目２番２９号　虎ノ門産業ビル内に置く。

第２章　　目的及び事業

（目　的）

第３条　本会は，全国国立大学附属学校単位に構成された単位ＰＴＡ（以下「単位ＰＴＡ」という）の健全な発達を促進し，あわせてわが国における社会教育，家庭教育の充実と附属学校の相互の交流をはかり，もってわが国教育全般の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

(1)　社会教育，家庭教育及びＰＴＡ活動の質的向上に資するための研究会，講演会，研究研修会等の開催

(2)　各単位ＰＴＡ活動の活発化と交流の推進

(3)　わが国の教育及び附属学校のあり方並びにＰＴＡ活動の諸問題に関する調査研究

(4)　青少年の健全育成及び福祉増進に資する情報資料の収集及び提供，広報活動

(5)　機関誌の発行並びに社会教育，家庭教育及びＰＴＡ活動に関する図書・資料の刊行

(6)　本会の目的に沿い，顕著な業績をあげた単位ＰＴＡ及び会員の顕彰

(7)　その他本会の目的達成に関して必要な事業

第３章　　会　員

（会　員）

第５条　本会は，全国国立大学附属学校単位に結成された単位ＰＴＡ及びその会員をもって構成する。

（会　費）

第６条　１　本会の会費は，総会において別に定めるところにより，納入しなければならない。

２　既納の会費は，いかなる理由があっても返還しない。

第４章　　役員及び職員

（役　員）

第７条　本会には，次の役員を置く。

(1)　会　長　　１名

(2)　副会長　　３名以上６名以内

(3)　理　事　　１６名以上２２名以内とする。（会長１名，副会長３名以上６名以内を含む）

(4)　監　事　　２名

（役員の選任）

第８条　１　理事は，次の各号の定めによって選出された候補者の中から，総会において選任する。

(1)　各地区ＰＴＡ連合会より推薦される理事候補者は，附属学校の保護者で，附属学校のＰＴＡ会長または会長経験者とする。ただし，各地区より原則として１名選出する。

(2)　各地区連合会は，理事候補者を理事会に届けなければならない。
(3)　理事会の推薦により　８名以内　（本会の特別支援学校代表より１名）
(4)　全国国立大学附属学校連盟より　５名　（各校種より１名）

２　理事に欠員が生じたときは，前項の規定に関わらず理事会において後任者を選任する。

３　会長は，理事会において理事の互選により選任する。

４　副会長は，会長が理事の中から副会長候補者を指名し，理事会の議決を経て選任する。

５　監事の選考は，理事会の議決を経て，総会において選任する。

６　理事及び監事は，相互にこれを兼ねることができない。

（役員の職務）

第９条　１　会長は，本会の業務を総理し，本会を代表する。

２　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは，副会長の互選により会長代理を定めその職務を代理し又はその職務を行なう。

３　理事は，理事会を組織して，この会則に定めるもののほか，本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し，執行する。

（監事の職務）

第１０条　監事は，本会の業務及び財産に関し，次の各号に規定する業務を行なう。

(1)　本会の財産の状況について監査すること
(2)　理事の業務執行の状況を監査すること
(3)　財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは，これを理事会，総会に報告すること
(4)　前号の報告をするために必要があるときは，理事会又は総会を召集すること

（役員の任期）

第１１条　１　本会の役員の任期は１年とし，再任を妨げないが，継続して６年を超えることはできない。また，会長職は継続して３年を超えることはできない。

２　補欠又は増員により選任された役員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。

３　役員は，その任期満了後でも後任者が就任するまでは，なおその職務を行なう。

（役員の解任）

第１２条　役員が次の各号の一に該当するときは，理事現在数及び単位ＰＴＡ会員現在数各々の４分の３以上の議決により，会長がこれを解任することができる。この場合，その役員に対し，議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
(2)　職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

（役員の提出書類）

第１３条　本会の理事又は監事は，次にかかげる書類を総会終了後すみやかに，本会の会長に提出するものとする。

就任承諾書・履歴書　　各２通

（役員就任と職務の関係）

第１４条　会則の規定により選任された新任の理事は，選任されたときから理事に就任し，理事就任手続き完了の前から理事の職務をつかさどる。退任する理事は，退任手続き完了までの期間内といえども，役員の職務権限を行使することはできないものとする。

（事務局職員）

第１５条　１　本会の事務を処理するため，事務局を設け，事務局長及び必要な職員を置く。

２　事務局長は，理事会の承認を経て会長が任免し，その他の職員は会長が任免する。

３　職員の服務及び給与については別に定める。

第５章　　顧問及び評議員

（顧　問）

第１６条　１　本会には，顧問を置くことができる。

２　顧問は，理事会の承認を経て会長が委嘱する。顧問は本会の理事経験者及び学識経験者とする。

３　顧問は，重要な任務について意見を述べ，会長の諮問に応じる。

４　顧問の任期は，３年以内とする。

（評議員）

第１７条　１　本会には，評議員を置く。

２　評議員は，理事会の承認を経て，会長が委嘱する。

(1)　各地区連合会推薦により　　１８名（各地区より２名）

(2)　全国国立大学附属学校連盟より　　５名（各校種より１名）

３　評議員は評議員会を組織し，会務について会長の諮問に応じて評議し，意見を述べる。

４　評議員は，本会の理事，監事を兼務することはできない。

５　評議員の任期は１年とし，再任を妨げない。

第６章　　会　議

（会議の種別）

第１８条　本会に次の会議を置く。

１．総会　２．理事会　３．評議員会　４．正副会長会　５．委員会

（総会の種類）

第１９条　総会は，通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第２０条　総会は，各単位ＰＴＡ代表１名及び役員をもって組織する。

（総会の招集）

第２１条　１　通常総会は，毎年１回会計年度終了後３カ月以内に，会長が召集する。

２　臨時総会は，理事会が必要と認めたとき及び監事の請求により会長が必要と認めたとき，会長が召集する。

３　前項のほか，単位ＰＴＡ現在数の５分の１以上から会議に付議すべき事項を示して総会の召集を請求されたときは，会長はその請求があった日から３０日以内に臨時総会を召集しなければならない。

４　総会の召集は，少なくとも１５日以前に，その会議に付議すべき事項，日程及び場所を記載した書面をもって通知する。

（総会の議長）

第２２条　総会の議長は原則として会長とし，議長の指名により副議長を置くことができる。

（総会の議決事項）

第２３条　総会は，会則に別に定めるもののほか，次の事項を議決する。

(1)　事業計画及び収支予算についての事項

(2)　事業報告及び収支決算についての事項

(3)　財産目録及び貸借対照表についての事項

(4)　会則の改廃・会費の決定

(5)　役員の選任及び承認

(6)　その他本会の業務に関する重要事項で，理事会において必要と認めるもの

（総会の定足数等）

第２４条　１　総会は，単位ＰＴＡ現在数の２分の１以上が出席しなければ，その議事を開き議決することはできない。ただし，当該議事につきあらかじめ通知された事項について，書面をもって表決し，又は他の会員を代理人として表決を委任することが

できる。この場合において，書面表決者又は，表決委任者は出席したものとみなす。

2　総会の議事は，この会則に別段の定めがある場合を除くほか，単位ＰＴＡ代表者である出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

（会員への通知）

第２５条　総会の議事の要項及び議決した事項は，全単位ＰＴＡに通知する。

（理事会の招集）

第２６条　1　理事会は，毎年３回以上会長が召集する。ただし，会長が必要と認めたとき，又は理事現在数の３分の１から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは，会長は，その請求があった日から２０日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2　理事会の議長は，原則として会長とする。

（理事会の定足数）

第２７条　1　理事会は，理事現在数の２分の１以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし，当該議事につき書面をもって，あらかじめ意思を表示した者は，出席したものとみなす。

2　理事会の議事は，この会則に別段の定めがある場合を除くほか，出席理事の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（理事会の議決事項）

第２８条　理事会は，この会則に別段の定めるもののほか，次の事項を議決する。

(1)　会務を執行するための方針についての事項
(2)　総会に付議すべき事項
(3)　役員の選任についての事項
(4)　総会から委任された事項
(5)　暫定予算及び補正予算についての事項
(6)　諸規定の制定，変更及び廃止についての事項
(7)　他の団体への加入，脱退，出資又は出損についての事項
(8)　その他本会の業務に必要と認めた事項

（議事録）

第２９条　総会及び理事会については，議事録を作成し，議長及び出席者の代表２名以上が署名押印の上，これを保管する。

第７章　委員会及び専門委員会

（委員会）

第３０条　1　本会には，次の各号にかかげる委員会を置く。

(1)　総務委員会　（総務，表彰等）
(2)　研修委員会　（研究大会，研究会他）
(3)　広報委員会　（広報誌の発行，調査研究他）
(4)　財務委員会　（予算，決算等）
(5)　特別支援委員会　（特別支援学校に関する事項他）

2　前項に規定するもののほか，本会の事業遂行のため必要があるときは，理事会の議決を経て他の委員会を置くことができる。

3　委員の選出その他委員会の運営に関する事項は，理事会にて決定する。

（専門委員会）

第３１条　1　専門的な事項について調査研究の必要があるときは，本会に専門委員会を置くことができる。

2　専門委員会は，理事会の承認を経て会長が委嘱した委員により組織される。

３　専門委員は，要請により各種会議に出席して意見を述べることができる。

第８章　　資産及び会計

（資産の構成）

第３２条　本会の資産は，次のとおりとする。

（1）　設立当初の財産目録に記載された財産

（2）　会　費

（3）　資産から生じる収入

（4）　事業にともなう収入

（5）　寄付金品

（6）　その他の収入

（資産の種別）

第３３条　１　本会の財産を分けて，基本財産と運用財産の２種とする。

２　基本財産は，次にかかげるものをもって構成する。

（1）　設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

（2）　基本財産とすることを指定して寄付された財産

（3）　理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

３　運用財産は，基本財産以外の資産とする。

（資産の管理）

第３４条　本会の財産は会長が管理し，基本財産のうち現金は，理事会の議決を経て定期預金等確実な方法により，会長が保管する。

（基本財産の処分）

第３５条　基本財産は，譲渡し，交換し，担保に供し，又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし，本会の事業遂行上止むを得ない理由があるときは，理事会及び総会の議決を経て，その一部に限りこれらの処分をすることができる。

（経費の支弁）

第３６条　本会の事業遂行に要する経費は，運用財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第３７条　１　本会の事業計画及びこれにともなう収支予算は，会長が編成し，理事会及び総会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

２　本会の経理は，総会で議決された収支予算に基づいて行なう。ただし，暫定予算及び補正予算は理事会で議決し，次期総会の承認を受けなければならない。

３　前項ただし書きの暫定予算は，その年度の本予算に包括されるものとする。

４　執行上止むを得ない予算の追加更正は，理事会において決定する。

（収支決算）

第３８条　本会の収支決算は，会長が作成し，財産目録，貸借対照表，事業報告書及び財産増減表ならびに会員の異動状況とともに，監事の意見をつけ，理事会及び総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第３９条　本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

第９章　　会則の変更

（会則の変更）

第４０条　この会則は，理事会及び総会において，理事及び単位ＰＴＡ代表各々の出席数の過半数の議決を経なければ変更することができない。

第１０章　　補　則

（書類及び帳簿の備付等）

第４１条　１　本会の事務所に，次の種類及び帳簿を備えなければならない。ただし，法令により，これらより代わる書類及び帳簿を備えたときは，この限りではない。

(1)　会　則
(2)　単位ＰＴＡの名簿
(3)　役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
(4)　財産目録
(5)　資産台帳及び負債台帳
(6)　収入支出に関する帳簿及び証拠書類
(7)　総会，理事会の議事に関する書類
(8)　その他必要な書類及び帳簿

２　前項第１号から第５号までの書類及び同項第７号の書類は永年，同項第６号の帳簿及び書類は１０年以上，同項第８号書類及び帳簿は１年以上保存しなければならない。

（会則の細則）

第４２条　この会則の施行についての細則は，理事会及び総会の議決を経て定める。

［細　則］

第１条　本会の会費は，生徒，児童，幼児１人につき年間６００円と定め，毎年６月末日までに納入しなければならない。

第２条　地区連合会は，次にかかげるとおりとする。

地区連合会	構成する都道府県内にある単位ＰＴＡ
北海道	北海道
東　北	青森，岩手，秋田，宮城，山形，福島
関　東	茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，神奈川，山梨，東京
北信越	新潟，富山，石川，福井，長野
東　海	岐阜，静岡，愛知，三重
近　畿	大阪，京都，滋賀，奈良，和歌山，兵庫
中　国	鳥取，島根，山口，広島，岡山
四　国	香川，徳島，愛媛，高知
九　州	福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島，沖縄

付　　則

１　この会則は，全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会定款の変更である。
２　この会則は，平成１６年５月２９日から施行する。
３　この会則は，平成１７年５月２８日から施行する。
４　この会則は，平成１８年６月３日から施行する。
５　この会則は，平成１９年６月２日から施行する。
６　この会則は，平成２２年５月２９日から施行する。

資料９

関附連及び連盟・Ｐ連合会　役員・主管校順次表

	関　　附　　連						
年度	地区会主管校 兼地区会長及び副会長１名選出	副会長担当校				監　　事	
		前年度主管校 １名	当年度主管校 ２名	次年度主管校 １名	東　京 ２名	前年度主菅校 １名	次年度主管校 １名
２９	茨城大学	宇都宮大学	茨城大学	埼玉大学	お茶の水大学	宇都宮大学	埼玉大学
３０	埼玉大学	茨城大学	埼玉大学	千葉大学	学芸大学	茨城大学	千葉大学
Ｒ１	千葉大学	埼玉大学	千葉大学	横浜国立	お茶の水大学	埼玉大学	横浜国立大学
Ｒ２	横浜国立大学	千葉大学	横浜国立	山梨大学	学芸大学	千葉大学	山梨大学
Ｒ３	横浜国立大学	千葉大学	横浜国立	山梨大学	学芸大学	千葉大学	山梨大学
Ｒ４	山梨大学	横浜国立大学	山梨大学	群馬大学	筑波大学	横浜国立大学	群馬大学
Ｒ５	群馬大学	山梨大学	群馬大学	宇都宮大学	学芸大学	山梨大学	宇都宮大学
Ｒ６	宇都宮大学	群馬大学	宇都宮大学	茨城大学	筑波大学	群馬大学	茨城大学
Ｒ７	茨城大学	宇都宮大学	茨城大学	埼玉大学	東京大学他	宇都宮大学	埼玉大学
Ｒ８	埼玉大学	茨城大学	埼玉大学	千葉大学	学芸大学	茨城大学	千葉大学
Ｒ９	千葉大学	埼玉大学	千葉大学	横浜国立	東京大学他	埼玉大学	横浜国立大学
R10	横浜国立大学	千葉大学	横浜国立	山梨大学	学芸大学	千葉大学	山梨大学
R11	山梨大学	横浜国立大学	山梨大学	群馬大学	筑波大学	横浜国立大学	群馬大学
R12	群馬大学	山梨大学	群馬大学	宇都宮大学	学芸大学	山梨大学	宇都宮大学

※副会長１名は会長担当校の副校長　　※監事は副校長が担当

※東京の副会長は関附Ｐ連内規の順。ただし、Ｒ１の東京（２名）については、内規の順であれば「東京大学他」となるが、例外措置として、「お茶の水女子大」が担当した。これに伴い、Ｒ７の東京（２名）は協議の結果「東京大学他」と「お茶の水大学」が担当した。

	関附連	全 附 連(連 盟)			全 附 連(ＰＴＡ連合会)			
年度	関附連副校園長会・会長担当校	理事長、副理事長の役員を担当する校園長			理事、評議員を担当するＰＴＡ会長等			
		役員担当校	役員担当校	役員担当校	理　事 （全国大会枠） Ⅰグループ	理　事 （地区推薦） Ⅱグループ	評議員(東京) Ⅰグループ	評議員(県) Ⅱグループ
２９	筑波大附属高	千葉大学◆	横浜国立大学	山梨大学		茨城大学	東京学芸大学	茨城大学
３０	学芸大小金井小	山梨大学◆	筑波大学	茨城大学	東京学芸大学①	筑波大学	筑波大学	埼玉大学
Ｒ１	お茶水大附小	筑波大学◆	山梨大学	茨城大学	東京学芸大学②	筑波大学①	お茶の水女子大	千葉大学
Ｒ２	お茶水大附小	茨城大学◆	筑波大学	お茶の水女子	筑波大学②	千葉大学※	お茶の水※	千葉大学※
Ｒ３	筑波大駒場中	お茶水女子◆	東京学芸大学	宇都宮大学	お茶の水女子大	埼玉大学	東大・芸大・東京科学大	横浜国立大学
Ｒ４	学芸大	お茶の水女子	東京学芸大学	宇都宮大学	お茶の水女子大	埼玉大学	東京学芸大学	山梨大学
Ｒ５	東京大学他	東京学芸大◆	宇都宮大学	群馬大学	東京学芸大学	千葉大学	筑波大学	群馬大学
Ｒ６	筑波大	群馬大学◆	埼玉大学	千葉大学	東京学芸大学	千葉大学	お茶の水女子大	宇都宮大学
Ｒ７	学芸大	群馬大学	埼玉大学	千葉大学	東大・芸大・東京科学大	横浜国立大学	東大・芸大・東京科学大	茨城大学
Ｒ８	東京大学他	横浜国立大学	埼玉大学	千葉大学	東大・芸大・東京科学大	横浜国立大学	東京学芸大学	埼玉大学
Ｒ９	筑波大	横浜国立大学	山梨大学	筑波大学	東京学芸大学	山梨大学	筑波大学	千葉大学
R10	学芸大	横浜国立大学	山梨大学	筑波大学	東京学芸大学	山梨大学	お茶の水女子大	横浜国立大学
R11	東京大学他	茨城大学	山梨大学	筑波大学	筑波大学	群馬大学	東大・芸大・東京科学大	山梨大学
R12	筑波大	茨城大学	お茶の水女子	宇都宮大学	筑波大学	群馬大学	東京学芸大学	群馬大学

※ 関附連長会会長は、全附連校園長会運営委員を兼任する。

※ 連盟役員◆は理事長。他は副理事長（２校）。理事長は役員三者で互選。

※ 関附連副校園長会会長は、「筑波大」→「学芸大」→「東大・芸大・東京科学大・お茶の水大」の輪番で選出

令和８年度

関東地区会研究集会並びに総会（関附連）要項

開催日　令和８年１１月６日（金）

日本教育大学協会
全国国立大学附属学校連盟
全国国立大学附属学校ＰＴＡ連合会